

◎開議の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、診療所事務長、振興センター長、観光商工課長の欠席届けがございました。

3番、鈴木征君より、欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目、質問時間等につきましては、昨日の例に準じて行いますのでよろしくお願いいたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

1番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

1番、酒井右一君。

〔1番 酒井右一君 登壇〕

○1番（酒井右一君） おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をします。

まず、通告事項1、国保朝日診療所の保健医療。これはあの、条例3条に基づく全般を申し上げております。のあり方について。(1)議会の意思。これあの、去る12月に、調査特別委員会の報告がありまして議決をいたしました。これと町長の考え方の整合性について問います。2)番、朝日診療所がその目的として掲げる保健医療のため、その今後、将来に亘る具体的な作業方針を問うということで、これが条例3条の根拠を基にしたものであります。

2番、診療所の労働者。この身分や待遇上の格差について。働き方改革関連法等々、憲法に規定されております、平等、公平、差別されてはならないという原則に照らし、労働条件や賃金格差の不均衡はないのか。令和2年に向けた課題を問う。これについては各法律がありますので、雇用、派遣、請負環境の形態を問うておりません。尚申し上げますが、令和2年の改正とは、これはあのご承知と思いますが、公務員関係法の改正。それから労働基準法等々、働き方改革が4月1日から施行されるということを前提に質問しております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

1番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、議会の意思（調査特別委員会の決議）と町長の考え方の整合性についてであります。まず、平成30年12月会議の国保朝日診療所に係る調査特別委員会調査報告書を受け、今年度から診療所事務長の職をこれまでの副課長相当職から課長相当職とし、見直しを図りました。

次に、報告書にあります、3、安定した医療の提供についての人材の確保の必要についてですが、看護師については、現在、職員、任期付き職員の募集を行っております。理学・作業療法士については社会福祉法人南会津会との連携の中で確保をしてまいりたいと考えております。また、4、地域医療の重要性と将来構想についてですが、地域医療の重要性については、これまで同様、へき地医療の重要性を認識し、進めてまいります。

続いて、将来構想についてですが、診療所内の検討、庁議等での検討を図りながら考えてまいります。報告書では、只見町国保診療所が一次医療を担うなら、総合診療（総合診療科）に徹し、それを目指す医療機関となるべきであるとのことご指摘がございます。この点につきましては、まずは診療所内や庁議等での検討を行うなど、様々な観点から研究を進めてまいりたいと考えておりますが、これまで受診していただいている患者の方々をはじめとした町民の方々にもしっかりとご理解いただけることが大前提であると考えております。

次に、国保朝日診療所がその目的として掲げる保険医療実現のための具体的作業方針についてであります。報告書にもあります、最も重要なことは医療担当者が不在とならないことであることを踏まえて、町民の安心した暮らしを支える継続的な医療の提供を図ってまいり

ます。

次に、診療所労働者の身分や待遇上の格差についてであります。

はじめに、同一労働同一賃金の原則に照らし、労働条件や賃金格差の不均等はないかとお尋ねでございます。現在の診療所において働いている方々は、町正規職員、町臨時職員、会津中央病院からの派遣職員、委託契約などによつての勤務となっております。働き方については規定されている法等に則り行われております。

次に、令和2年に向けた課題についてですが、町民の安心した暮らしを支える継続的な医療の提供のために、特別委員会調査報告書にあります医療スタッフの確保は重要でありますし、関係職員にとって魅力ある職場であることも必要です。現状より一歩でも前進できるように検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まずあの、答弁の中で、地域医療の重要性と将来構想。つまりあの、相当具体的に、議会が議決した報告書の内容については言っております。何をすべきかも言っております。全文に流れるこの文書のタッチというのは、これからやります。まあ、わかりましたと。いわゆる、12月の議決以来、このことについて進んでいるのか。手を付けたのか。どこまでやっているのか。原案はできたのか。今どのレベルなのかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 答弁でも申し上げましたが、まずあの、事務長の体制は整えさせていただきました。それと、現在、過去からも進めておりましたが、診療所内部の、先生方と町当局との懇談は継続的に進めております。今あの、内部の中で検討しておりますのが、目黒先生、八巻先生時代に策定をしていただきました理念がございます。その見直しと申しますか、そういったことについて、前回は具体的に議論をさせていただいて、表現を柔らかくして、患者さんといいますか、町民の方にわかりやすい表現にしようというのが一つの考え方が基本にあります。それと併せて、細かい分のところで協議を、話し合いを持ったわけですが、最終的に、総体的にはまとまりませんので、課題を持ち帰って、また次のところで協議しながら、そういったものを決めて取り組んでいくという段階になっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、進めてまいりたい。大前提であると考えております。図ってまいります。それはそうでしょう。で、昨年6月に、この診療所の特別委員会が発足して、12月に報告をしたわけで、発足以来、もう、問題があるから発足したわけですが、発足以来、一年間経ちました。診療所の理念あるいは総合医療をやるのか・やらないのか。その町長の意思決定はいつ頃されるのか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 総合医療ということは診療科目のことでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 反問に対してお答えいたします。

要は、葛西教授の理念とされる地域総合医療。言い換えれば家庭医療であります。これはあの、報告書にも明らかにしてありますが、現在の総合専門科を中心としたものとは違います。プライマリ・ケア。プライマリ・ヘルスケアとも言いますが、その内容について、どのように具体化されるかということ報告書では書いてあります。それについて、どの程度（聴き取り不能）されているのか。町長、それについて賛同されているのか。はっきり聞きたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 科目の総合診療科という、いいますか、総合診療ということにつきまして、前回もその、4月の25日ですか、先生方との協議の中、それはあの、看護師と職員も入りました。町のほうも、私と事務長で出席をさせていただいた中で、具体的な目標と行動計画ということで、検討いたしました一つに診療科の変更というのがあります。それで、これについては、来年の3月に向けて検討していきたいという内容です。それで、ただ、ここでは、この会議の中では、結論には至りませんでした。再度、内部検討をするということで、職員は職員、先生方は先生方、町は町で持ち帰って検討するという、そういった中で、という一つの、細かいお話ではありますが、例としては現在掲げている診療科目。それを全部削除して総合診療だけに一つにするのか。今まで掲げてある科目プラス総合診療だけを入れるのかとか、そういった細かい議論が出まして、その総合医療の在り方といえますか、国なり全体の中で示されている、その考え方との整合性をどうふうにもっていくかということで、この後、また、それ以外のこともあります。そういったことを一つ一つ、現場のほうで議論しながら、来年の3月に向けてまとめていきたいというのが、この先生方との協議の中の予定となっておりますので、それに沿って取り組んでいきたいというふうに思ってお

ります。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） まあ、これはあの、お願い、お願いというか変な話ですが、議決した内容について、履行していただきたいということで、一次医療、二次・三次医療。その上には特殊な技術を要するものがありますけれども、一次医療に、今の医療制度は一次医療から始まるわけで、一次医療に特化していくと、これは当然あの、専門医療のような重装備のものをやっっていけば金は掛かる。大変なんで、一次医療で診て、そして、二次、三次と。つまり診療報酬の算定の仕方においても、一次医療において、大学病院等の紹介状を持っていくと。いきなり行けば金掛かるという、日本の医療全体が一次医療、二次医療、三次医療に特化していくという現状がありますので、これは葛西さんの、どれが良いというのは選択の問題ですよ。当時の医者がいらっしゃる。または別な医者がいらっしゃる。これもありますけれども、現状においては葛西さんの教授の実践の場として、非常に医師確保においても重要な意味を持っております。家庭医療の実践をするということは、それだけではなくて、医師確保にとっても重要な意味を持っております。その中身は言いませんが、今いる医師の考え方を尊重していくと。それは重要なことであります。尚且つ、先般、葛西先生が、皆さん方に一冊の本をいただきました葛西先生から。その本を読んでいただきますとわかると思いますが、どちらが良い・悪いは、これはその時の医師体制に大きく影響します。ただ、医師が気持ちよく仕事ができるという環境をつくるのが我々の務めでありまして。これはひとつ、前向き、前向きというか、もっと積極的に、本を読んでいただいてご理解いただきたいと思っております。これについてはお願いですから、答弁はおりません。

次に移らせていただきます。まずあの、現状の診療所は、一次医療、二次医療という以前に、非常な混乱をきたしております。町長、今の混乱。これはあの、看護婦不足から起こってきておる、看護師不足から起こってきておるわけですが、昨今の、ここ、つまりあの、3月に、看護師不在であるからして、診療所の機能、制限せざるを得ない。入院を制限する。8床にすると。今の、その4月以降、今、診療所を取り巻く状況。そして、診療所を利用しなければ生きていけない方々の状況。何が起こっているか。町長、把握できておりますか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 質問の具体的な内容。何が起きているかという表現について、ちょっ

と不明なところはありますが、入院につきましては、当初8名ということでお知らせをしてありましたが、その後、嘱託職員が増えまして、現在は9名という…

○1番（酒井右一君） 患者の側からお答え願います。患者側のリサーチはできていますかということですか。

○町長（菅家三雄君） 直接、そういったことにつきましては、私のほうには入っておりませんが、苦情等については今のところ、直接は届いてません。ただあの、現場のほうになれば、今日、事務長、大変申し訳ないんですが、出席しておりませんので、この後、確認はさせていただきたいと思いますが、現在のところ、私のところには特には入ってきてないということです。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） やっぱりの、診療所の機能制限されたということは、医療を必要としておる方々の、必要性を制限したということにはほかなりません。町長、ご承知のとおり、一緒に機構改革もしましたし、当時の町長、仲間です。私の。基礎自治体として、いわゆる医療、福祉、教育。とりわけ住民の命に関わる課題と、そうではない、先延ばしにしても積み上げてやっていく課題と、二つあるんですね。私の質問は、いつときも先送りの出来ない、住民の命に関わる課題について質しておりますから、町長が、こう言えば傷つけられるかもしれませんが、長いこと、診療所のスタッフ不足、議会も申し上げてきましたし、診療所の所長も今年の正月号には、住民向けに、なんとか看護婦、めつけてくださいよと。様々の方が様々の努力をしました。しかしながら、未だに、任期付の職員1名配置して、8床が9床になったと。しかし、残りの10床まだあるわけですよ。言ってみれば、救命救急措置をして、入院をして、医療管理をしなければならない人にとって、この10のベッドの、はっきり言って空いている状態について、住民の方々が、誰にこの不満、怒りをぶつけたらいいかわからない。わからないんですよ。町長、見えませんから。診療所のスタッフ。とりわけ医師。看護師。不満はここに集中しますよ。

議長、資料配付をさせていただきたいんですが。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○1番（酒井右一君） これから配付する資料は、本来、町長が把握していなければならない、診療所の救急を必要としている方々の悲痛な声ですよ。現場の悲鳴ですよ。読み上げますよ。

今日、若山先生が、なんとかさんのご家族と電話をしました。強硬に、空いてるなら入れてくれと。おら、酸素がねえと死んでしまうから入れてくれと。入れられない。おら、死ぬから入れてくれと。強硬な論でありました。しかし、今、9人入っているんですよ。入れないんですよ。命をかけて。で、診療所に転院できないこと。転院というのは、会津若松の病院から診療所に転院して、診療所で酸素供給しながら生命維持装置をつけて長らえる。そうすれば、家では看護できると。診療所に転院できないことを若山先生は説明しました。電話ですよ。個別に。医者が。患者に。家で過ごすことに非常に不満や怒りがあるようだったと伺いました。これは若山先生にぶつけているんですよ。診療所にぶつけている。本来、あなたが背負うべき課題ではないですか。何々さんのご家族だけではなく、すでに何十人もの方を、満床で入院をお断りして、南会津病院や若松市内に送ってます。医師も、看護師も、患者や家族の負担を承知で、泣く泣く対応している現状です。現場の職員は辛いです。患者や家族はもっと大変です。町長や総務課長に町民の負担が増えていることをお伝えしていただければ幸いです。お伝えしていただけるというのは、議会議員である私に対してお願いされたんです。勿論、診療所の理想や方針を町長が理解して、必要な人材確保に今以上に努力していただきたいですと。ここで問題視しなければならないのは、既に何十人の方々を万床で断っているんですよ。10床今空いている。何十人ということは、数十人とすれば、10床を使えば解決できるんですわ。なんでこのような、命に関わる、深刻に考えていただけないのか。深刻に考えていただけないというのは言い方が厳しければ、この後で説明します。何故、深刻に考えない。例を言いますよ。先般、肺炎で診療所に行かれました。これ、Aという方です。本来、入院して医学管理すべきところを、やむを得なく、一旦、自宅に帰って、そして中央、中央というかまあ、大手の病院に、二次医療機関ですわな。行く予定のはずなのに、明け方亡くなりました。ついこの間、葬式がありました。Bさん。これは重症の肺気腫で、肺の容積がもう酸素供給しなければできません。家庭で酸素ボンベで小レベルではないんです。入院させて医学管理をして、そして、生きながらえているという現状です。これも二次医療機関から、これ以上の治療見込めないんで、診療所で管理してくださいよと。今、9人ですから、もうギリギリ、もういっぱいですわな。物理的に。これも断られました。Cさん。先般、9月9日、朝、目覚めると同時に自宅でへたりこまれました。脳梗塞の可能性がある。診療所でCT検査されたそうです。しかし、診療所では脳梗塞ではないなど。高齢からくる、しかし、入院させて一日二日、医学管理しなければならない。これを救急車で田

島へ行かれました。家族の方、大騒ぎです。日常茶飯事と言えば言葉軽いですが、日々、このようなことが起こっているんですよ。昨日、大塚議員から、救急車33件、伊南から17件、応援があった。それはそうでしょう。長浜から救急車出て診療所行けば、短時間で終わる。これが若松、田島、往復2・3時間かかる。その間、救急車不在です。その間、重大事故があれば、伊南から来る。伊南でなければ南会津町から来る。このような現実を齎してしまっただのが、去年からの看護師不足です。町長は、めつけてくれと。めつけてくれというのは、めつける仕事は町長の仕事ですよ。職員を持ち、財源を持ち、権限を持ち、機動力を持ち、その権限も、全ての力を誰が持っていますか。町長たる、只見町町長たるあなたが、この町を守らなければ誰が守るんですか。これはあの、私も憤っておりますが、書いてあるとおり、数十名の方々が、悲痛な声ですよ。これが。現状をわからないとおっしゃるんで、4月以降の調査をさせていただきました。結局、この原因は、今、滔々と説明しましたが、この原因については、何が原因だと、くどいようですが、思われますか。その原因は、答えわかりますが、そのほかにもう一つあるんですよ。何が原因かお答え願います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今あの、4月以降の、資料についてお示しをいただきましたが、入院体制について、満床にならない状態については、大変、患者さんにはご迷惑をおかけしておることについては、申し訳ないというふうに考えております。それで看護師の募集については、できるだけことは努めさせていただいているつもりですが、ただ、現実的にはまだ、未だ見つかっておりません。これは事実でございますので、日々努力はしていきたいというふうに考えております。それで、この救急体制と入院患者さんのことにつきましては、現実的にこのようになっているということについては、まだ私のところに、ある程度、規制はしてあるということはお聞きしてありますが、そういった形で多くの方にご迷惑をかけているということであれば、またあの、できるだけ対応は早急にとっていく必要があるというふうに考えておりますし、一次医療としての役割をできるだけ万全な形にとっていけるよう、看護師募集を進めながら、その確保に向けて取り組んでいくのが当面の課題というふうに私は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、今迄の答弁から、町長の答弁はそこまでだと思います。もう一つあると私は申し上げましたが、入院をする患者を管理監督、医学的に管理するというのは、

夜勤ができる看護婦なんですよ。任期付職員を採用。あるいは臨時を採用。この人、夜勤できないんです。できないそうです。訓練がいるそうです。看護婦の数そのものは、頭数そのものは、たしかに、任期付職員だったり、非常勤の職員だったり、できるでしょう。しかし、夜勤をする看護婦となると、難しいのが現状で、今、夜勤対応する看護婦、二人だそうですよ。二人で9床。無理ですよ。

それから、これは管理職を置いていただいたと、置かれたということは、町長が今後、診療所を充実させていくと、積極的姿勢は見えます。しかし、管理職が伝票を切る。先生の相談を聞く。朝の掃除をする。全部目配りする。誰ができますか。管理職一人で全部。まず、診療所を支える事務職の基盤が不足してるんじゃないですか。マンパワーとして完璧に。診療所の業務を、マンパワーとしてどのような業務の回り方をしておられるか。診療所の事務員。事務長一人でできると思いますか。現に、前任の事務長さんのやり残した大量の仕事を今やっております。何故、やり残さなければならないのか。さらに、診療所事務長が看護婦が足りない。医師の言い分を聞けない。そして、看護師の採用については30歳未満に限定する。診療所で把握できない実態があったでしょう。事務局のサーチ能力。それから執行能力。マンパワーが足りない。人が足りない。命がかかっている現場に、きちんとした組織体制をしないというのは理解できません。看護婦が足りない。これは当然やるでしょう。事務局のそれらのコンダクトをする指揮者。事務局でありますから、診療所の指揮をするのは事務長でありますから、過去もそうでした。ここの診療所、基盤を要する診療所の事務職員。ここの充実をする考えはありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 従来あの、診療所の事務長につきましては、その時代時代によって若干違いますが、現在、保健福祉センターの職員一人、兼務職員ということで伝票処理は手伝うように、一応、組織上はなっておりますが、現実的に両方の事務そのものの分担の実情については、大変だということは現場のほうからお聞きはしております。そういった中で、過去には、事務長のほかに職員がいた時代もありました。これにつきましては事務長はこぶし苑の事務長を兼務とか、いろんな形のやり方があったんですが、今回は事務長についてはほかの業務を持たせないというやり方で配置はしたということであります。ただ、そういった中で事務の、現在の看護師不足の中で、非常に厳しいことはわかっております。ただ、今、年度途中の中で職員を急ぎ、配置するというのも難しいということがあるんで、臨時職で

対応できるかどうか、内部検討は前からさせていただいているところです。そういった中で、対応していきたいというふうに考えて、事務については今現在考えているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかりました。是非、そのようにしてください。戦いに行くには、身支度、鎧兜、武器が必要です。事務職員は日々、戦いですから、なんとかひとつ、ここを解決していただきたい。この分は町長にひとつ解決していただきましたので、終わります。

続いて、診療所に働くすべての労働者の身分や労働上、待遇の格差についてということがあります。今、診療所には、地方公務員法の22条に規定する職員のほかに、あとは常勤の、いわゆる任期のない職員、つまり正職員、おると思いますが、22条の5項に関する職員というのは何人おりますか。看護婦も含めて。歯科も含めて。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） すみません。今、正確な資料持ち合わせてはおりませんが、今現在はあの、看護補助といえますか、介護を主に手伝っていただいている方々。あとは歯科の窓口あるいは内部の方々等々で、たぶん、8人であったかと思えます。そのほかに短時間の職員で、清掃等々行っている方がいらっしゃるというふうに思っておりました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私が把握した中では、窓口職員というのは、これあの、正式な契約書のタイトルは請負契約となっておりますが、所管法の中では、派遣、請負、雇用と、こうなるわけですが、厳密に言いますと、契約書のタイトルに請負契約と書いてあっても、業務の内容は業務の委託契約です。これあの、基準監督署等々、関係機関に問い合わせ、契約書のコピーを送って確認しましたので、これは業務の委託契約、一部委託契約。委託契約をしたために、ニチイ学館は、契約した事務以外はしないことになっていますから、従来のように窓口が暇だから、ちょっと時間が空いたから、医療事務、診療所の事務を手伝ってくれということができない実態になっております。これがあの、窓口の、これは民間委託した部分の話です。それから歯科。歯科には、いわゆる常勤の期限のない、期限付きでない職員いませんね。歯科。歯科の先生と事務員の方。これ、正規の職員で、皆さん、ないです。この辺を問題にしております。看護婦が一番問題ですが、看護婦の処遇改善にあたっては、やはり同一労働同一職場と、同一職場で同一労働という鉄則があります。で、臨時の看護婦。だか

ら夜勤できない。正看護婦だから夜勤する。任期付だから夜勤できない。これはないでしょう。看護婦として採用された以上、その業務については業務命令に従う義務がある。念頭に置いてですが、結局、なんだ、令和か、ごめんなさい、2020年の4月1日から、地方公務員法、それから地方自治法、改正になりますな。これは総務課長でしょうが、内容をご存じですか。総務省自治強制局の公務部長通達。29年の6月28日です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、運用についてということで、こう言っているんですね。まあ、いろいろあります。関係する部分だけ言いますと、一般職、非常勤職員、法17条に関するもの。それから臨時的任用職員。これが法22条、只見の場合は5項に該当しますが、これを言っております。あとは任期付職員のことを言ってます。この通達では、大変重要なことは、臨時職員の採用について、曖昧な根拠で採用するのではなく、厳格に、厳密に、採用しましょうよと。読めば、改正法の内容としては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用を服務規律等の整備を図るとともに特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な意向を図るものであることと。これあの、勿論、承知でありましょうから、これが導入された際に、診療所の今置かれている看護師さんの臨時的対応。これは今申し上げたとおり、臨時的任用職員ということになります。これらの待遇については、来年の4月から、もう既に原案はできていると思いますけれども、予算だつてあるでしょうから、どうなさいますか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 国、そしてあの、県、そのほか、地区町村の実態も同様であると思いますが、ただ今m議員お質しのように、来年4月からは会計年度任用職員という制度が始まるということになっております。それに関しましては、やはり、今現在、これも今おっしゃったとおりでありまして、様々、事務等の作業進めている最中ではありますが、国、そして県、他の自治体等々の動向、そういったものも勘案しながら、制度設計をするということに進めてございます。新年度からの雇用ということになりますので、それに間に合うような作業をして、議会の皆様にもお示しをしながら進めるということになるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） その、自治省、総務省自治行政局の、これ通知の中では、この会計年度職員制度の移行にあたっての考え方。つまり、来年の4月からの考え方としてこう書いて

あります。単に、勤務条件の確保に伴う財政上の制約を理由として特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員への必要な移行について抑制を図ることは適正な任用、勤務条件を確保するという改正法の趣旨に添わない。だから空白期間、半年勤めて1ヶ月空けて、一年間務めないようにする。労働保険法を外れる。ありますわな。いろいろ。まあ、ご承知のとおり。そういった不合理をするなど、こう書いてあります。これが、このように、診療所の看護婦等々に、本当に適用されれば、看護師間の格差は相当埋まりますよ。それから、書いてありますけれども期末手当も支給されると。休暇も与えられると。詳しいことはわかりませんが、何故これができたかという、不安定な雇用の身分の者を解消しようという、今度の労働関係法の改正からきているんです。これはあの、釈迦に説法ですから、私からああだこうだ言いませんが、是非見てください。平成29年6月28日の公務部長通知にはっきり書いてあります。これはまあ、見ていただいて、看護婦あるいは診療所職員の安定した確保に資していただければ、これは法律が認めているわけですから、財政上の問題は別に置いて、やってくれと、こう言ってるわけですから、やってください。

時間もないんで、最後に、やはりあの、地方公務員法の改正と併せて、いわゆるその、民間労働者の企業に所属する職員の不合理是正も一緒にあるんですね。これあの、働き方改革関連法が設立しましたと。正規労働者と非正規労働者間の不合理の待遇格差が禁止されると。タイトルはそうですが、中を見てみますと、いわゆる先ほど申し上げた、ニチイ学館から業務委託によって、その業務を委託をしておる。まあ、やっておる。その業務はニチイ学館の会社に持っていけないものであれば、委託元の職場で業務を処理する。これはニチイ学館の事務であります。しかしながら、ここに、今度の改正の要点は、均衡待遇規定。それから均等待遇規定。二つがありまして、これ両方やらなければならない義務です。これあの、ニチイ学館に義務付けられた義務です。そして派遣労働者。これはニチイ学館から請負契約という名の下に一部事務をしておるニチイ学館から派遣された労働者です。これについても、派遣先の労働者の均等・均衡待遇。一定の要件を満たす労使協定が義務付けられる。これ、ニチイ学館内部の話です。ただし、併せてですよ。ここが重要なんです。派遣先に、派遣先というのは診療所ですよ。になろうとする事業主に対し、派遣先の労働者に関する派遣元への情報提供義務付けを新設しますと。派遣されている労働者。5人なら5人の間の待遇格差はいけませんよと。そういったことがある場合は、ニチイ学館が派遣するわけですから、派遣先である只見町診療所の管理者はニチイ学館に対して不均衡があると。同一労働同一賃金で

ない。これを報告して是正勧告させる義務を負うんですわ。4月、来年の4月1日の改正労働法です。2020年の4月1日施行。これあの、一見、民間企業のことのようにありますが、元々、憲法に規定する平等規定ですから、民間に公務の現場の方々が行っておられれば、民間の方は町長に対して民間と合わせろという。それから、公務の現場に民間の企業が来ておって、その公務の現場の賃金格差があれば、これは是正勧告をするように、こう義務付けられているのが今度の法律改正。これですよ。厚生労働省の。それから、先ほど申し上げた総務省の通達はこれですよ。これ、私が書いたものでも何でもありませんから。何故このような、具体的な話を申し上げますと、ニチイ学館で窓口業務と医療事務について一部請負してますね。診療所の。それは契約に基づいて。先ほど町長にお見せした契約書のあのとおりです。それについていろいろ問題点、私、手書きでやりましたが、今日、事務長おりませんので、そこに質問するわけにはいきませんが、事務長が来た時にきちんと説明します。知っておいていただきたいのは、あの窓口にいる同じ制服を着た方々。同じ仕事をしております。医療事務。そこにある、いわゆる委託契約に基づく事務。同じ条件でやっています。ものすごい格差があるんですよ。同じ仕事を同じ屋根の下でやっているのにもかかわらず、一番高い人の給料は月額17万8,300円。一番安い人の給料は11万7,000円。これが同一労働同一賃金の原則に違反しているという、現実そのものです。承知しておられました。これ。総務課長は以前、勤めておられました。ちょうどその変換期。総務課長の後、うちの局長だったかどうか。その頃です。この給料格差が何故発生したか。企業側の説明があったと思いますが、承知してありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今のお質しの件であります。私が診療所のおりました頃は、たぶんあの、平成19年頃、その当時は臨時職員でありました。その後、やはりあの、当時ですと、町の臨時職員、あんまり長い方はいかがかなという様々ご意見がありまして、たぶん、平成20年頃だったと思いますけれども、嘱託職員となりました。それでおりましたので、今、お質しのそのニチイ学館に委託というのは、たぶん平成24・5年頃だと思っておりますけれども、その実態はすみません。存じ上げておりませんので。申し訳ありません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 要するに、この較差を不合理とせず、どうしますかという、給料はご承知のとおり、労働の対価として、それによって暮らすものです。その暮らしが数万円違う

という現実、これはもう、平等の原則から外れるものであり、人件を侵害してますわな。これについて、ニチイ学館の問題だということではなく、今度の労働法改正は、派遣を受けている事業所、つまり町長は、この問題について、異議申し立てをして改善してくれよと、情報交換をします。それが義務付けられております。何度も申し上げますが、働き方改革というのは、公務の現場であろう、民間の現場であろう、関係なく、同一労働同一賃金の原則に基づいて、憲法が保障する、人はみんな平等だよと、平等にしなければならないということに原則を置いてますから、これについては、契約の甲乙の関係でありますから、甲は、4月1日を待たずしても、是非、乙に対して、この問題についての明確な説明を求めるとともに是正勧告をしていただきたい。ということです。これ一つ。

時間がないので一緒に申し上げますが、今、総務課長と町長に渡したニチイ学館との契約書の中に、こう書いてあるんですね。乙。乙は、乙ということはニチイ学館は、甲、町長に対して、様々な提言できる。しかし、甲は、乙に対して何ら言うことができない。こう書いてあります。これあの、ペリー来航以来の日米通商条約、不平等条約ですわ。これは、あくまでも、請負契約と書いてありますけれども、請負ではなくて民法に規定する受委託の労働契約ですから、そういった条項に囚われず、今日、明日でもいいから、この較差の違いの説明を求めると同時に、不合理であれば是正勧告をしていただきたい。それをお願いします。2点。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ニチイ学館とこういった契約の下に業務を行っていただいているということでもあります。先ほどらい、議員、お質しのように、同じような仕事をなさっているんだと思いますが、やはりあの、社内の規定もあるんだと思います。いわゆる経験年数。そしてスキル。あるいはその他の資格等々、そういった決まりが社内にはあるんだろうなども想像しております。そういったこと含めまして、ただ今、お教えをいただきました様々な法、勉強させていただきまして対応すべきところは対応するという事で検討させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） この点、大変重要な話なんで、会社の規定、わかります。しかし、同一労働同一賃金は、これは法に規定されている法律であります。まず、手がけていただきたいのは、何故このような違いがあるのか。我々が納得する。我々というか、その、法律が納

得するだけの説明を求めて、ニチイ学館に求めるのがまず最初だと思います。じゃあ、求めていただきたい。求めていただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 繰り返しになりますが、ただ今、ご指導いただきました法律の主旨等々踏まえまして、どういったことまで可能なのか。まずは勉強させていただいて、検討、そして対応させていただければというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 総務課長は法務局の法制長官ですから、実際に対応するのは町長の職権でやるんだと思います。これはなにもあの、法律がそうなってるかとか、それはまあ、法律というのは紛争の最終手段ですから、そうじゃなくて、甲乙として長年、上手にやってみましょうよといった中で、おい、どうなんだ程度の、人としての話はできるでしょう。それはあの、ちゃんと、信頼関係の中でやってくださいよ。別に法律持ち出すまでもありません。もめれば法律持ち出してもやむを得ないでしょう。刀を抜くときは最終手段です。お互い話し合いで解決できる問題ですから、まず現場をよくわかってください。お願いします。どうですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今、実態をお教えをいただきましたので、その辺あの、聴き取り等々、してみたいというふうに…（聴き取り不能）

○1番（酒井右一君） 以上、終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

続いて、10番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

〔10番 山岸国夫君 登壇〕

○10番（山岸国夫君） 一般質問通告書に基づきまして2点質問いたします。

1点目は、学校給食の地産地消の体制づくりについてです。給食センターにおける小学生・中学生への給食提供は、食育の面からもこの間、重視されてきました。特に、地元産食材を活かして只見町の良さを子供達に伝承することは大事なことであります。現在も野菜の地元食材活用について、年2回、給食センターと生産者の相談会が開催されています。しかし、

生産者が高齢となっていており、今後は地元産野菜を持続的に提供する体制を検討する必要があると思っております。この体制づくりを促進することは、生産者の働きがいを保障することであり、町の活性化にも繋がっていくこととございます。この体制を町としてどのように構築するのか。町長の考えを伺います。

2点目。総合健診の対応についてでございます。今年度の総合健診のうち、胃がんX線検査、バリウムを飲んでやる検査ですが、昨年度と比較して、全受診会場のうち7会場で検査がなくなっております。この7会場について、昨年と比較し、受診者数はどのように変化したのか示していただきたい。平成30年度と同様に受診できるようにすることを求めたいと思います。また、健康診査、特に特定検診の自己負担額が、国保加入者40歳以上で1,000円から1,500円に、16歳以上39歳以下で無料から500円にと増えております。近隣の金山町、会津坂下町、南会津町などの近隣の町では、健康診査、特定健診の個人負担額を軽減措置しております。町によっては全検査無料。一部無料などしております。只見町も値上げでなく、軽減措置をとるべきと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 10番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず学校給食への地元産食材の活用につきましては、食を通じた郷土学習や、食育の一環として学校給食センターにおいて取り組んでいるところであります。地場産物推進会議を年に2回開催し、生産者の方々との意見交換、情報交換を行い、生産物の確認や価格設定などの話し合いなどを通じて、相互理解と継続的な食材提供について検討を重ねております。令和元年度の地場産物納入者は3団体と4名の個人の方となっており、前年度と比較した生産者数は、ほぼ横這いとなっております。しかしながら、山岸議員ご指摘のとおり、高齢化が進んでおりますので、将来的な地元産食材の調達にあたっての不安要素となっております。今のところ、地場産物推進会議での口コミや、学校給食センター運営委員会の委員の方からのご紹介などで新規納入者の拡大を図っておりますが、ご提案の新たな仕組みづくりも視野に入れてまいりたいと考えます。まずは、他の学校給食センターからの情報収集など、先行事例を参考にした新たなノウハウの蓄積などを進めながら、持続可能なシステムづくりを模索してまいり所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、総合健診の対応についてであります。まず、胃がんX線検査（バリウム）を総合健

診会場のうち7会場で実施していない理由についてであります。これは国において総合健診で実施している胃がん検査の方法がX線から胃カメラへの切替えの検討がされてきたことが背景にあります。このことにより、現在、町が検査を委託しております福島県保健衛生協会が検査車輛の老朽化と併せた更新を行わない方針となり、それに基づいた実施会場減の要請があったことから、比較的受診件数の少ない地域から当該会場地の了解を得たうえで、平成28年度3箇所、平成29年度1箇所、平成30年度2箇所、平成31年度、令和元年度ですが、1箇所の内訳で調整させていただいたところがございます。次に、胃がんX線検査を実施していない7会場の受診者数の変化であります。昨年度との比較では8人の減、平成28年度との比較では45人の減となっております。今後であります。昨年度から胃カメラでの受診が可能となり、X線での検査も減少傾向にあること、検査車輛の台数も減となっていることから、従前同様に配車することは困難な状況ですのでご理解をいただきたいと思っております。特定健診費用の自己負担額ですが、ご質問のとおり平成29年度から500円の増額となっております。これは通常の検査項目に加え、心電図検査、眼底検査、貧血検査の追加検査を実施するようになったことから、一人当たり追加分の検査委託料2,458円のうち500円の自己負担をお願いしているところがございますのでご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） じゃあ、一つ一つ、項目ごとに質問いたします。

最初にお話しました学校給食の問題であります。私はここで最終的な提供をしているのは、これを進める体制、促進する体制、誰がやるのかということでもありますので、この誰がやるのかというところを、担当課、明確にしていきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 学校給食の地産地消の取り組みについてでありますけども、今も学校給食センターのほうで取り組んでいるわけですが、何らかの、新しい動きをするにしても、学校給食センターのほうを中心となって、給食センターが中心となって教育委員会も関与をして、そういった中で検討を進めるということになってくるかと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これはあの、私もですね、十数年前に、朝日の、当時、振興センタ

一と一体となって、そしてあの、もったいないと、せつかく野菜を作って、個人的に野菜を作っている方が、廃棄量が相当、夏場多くなります。そういう点で、少しでも農家の方がプラスに、収入になるようにということで、振興センターも含めて、朝日直売所というのをつくりました。で、その中で、今、喜多方市の湯川の給食センターの視察に直売所として行ってきました。そこでは、栄養士さんも中心になりながらも、約30軒の農家を組織して、毎月、その会議を開催して、農家の人からどういう野菜を作付けして、いつ頃、どういう野菜ができるのかと。当然、無農薬ということが前提でした。そして、その計画書に基づいて、栄養士さんが給食のメニューを作っていく。そこには様々な苦労もあったようです。予定していた野菜がその日に納められないが、どうしようかというのが朝6時頃に寄せられるなどですね、いろいろありましたが、しかしこう、給食を提供する側と、そしてそれを支える側、一体となった取り組みがやられているというのを研修してまいりました。これを只見町としてもなんとかできないかということで、私も10年前に、それぞれ、話をいたしました。悪く言えば、当時の町の対応はたらいまわしです。給食センターは実質的には栄養士さんですから、栄養士さんが直接、農家さんを1軒1軒訪ねてやるなんていうことはできません。で、地域づくりの関係から振興センターにも声をかけましたが、担当が違う。教育委員会もそこまではできない。で、農林班に行きました。で、農林班でやっと、3ヶ月ぐらい、話をした3ヶ月ぐらい後に、学校給食の担当者、教育委員会。それから栄養士。そして、農協の田島の本部で、田島のほうで地産地消をしている取り組みの担当者。で、私も出ましたし、13名ぐらいの集まりで会議持ちました。しかし、残念ながら、4月に皆さん、一斉に転勤になって、その会議1回だけで終わってしまいました。というのが流れであります。で、私もこの間、給食センターには、やはり子供達に美味しい野菜をということで、地元産野菜の納入に協力してきたつもりですが、しかしこの、何故こう、私がこういう提起しているかという、朝日直売所だけで見ると、今年は5・6名いた人が1名に減ってきてます。で、この年2回の、私の質問の中にも書いてあります。で、先ほどの答弁の中にも、地産物推進会議、年2回開催していると書いてありますけれども、ここの参加者も、農協でいけば青空市場の方が、前、5名参加していたのが、今年、3月に行われた時には3名です。で、それぞれですね、直売所で納めていた方、体調が悪くなったりして、段々、やはり作るものを縮小してきている。で、農協の青空市場の方たちも段々歳を召されてくる。そういう点では、私は非常に、この体制で良いのかなと。継続していくにはどうするかなということに懸念を得て、

こういう提案をするようになったことです。で、ちなみにですね、この野菜を納入する方、秋の白菜、大根、ネギ。こういうのは大体、保存しますから、納入の関係でいけばですね、今でいけば、大体、7月分のメニューは大体もうできてます。そうすると、大体、月の中頃に、来月の納入の品物が栄養士さんからそれぞれの方に発注書がいきます。で、ここで何が最大のネックになるかということ、今現在ですね、7月の末にこういうものを納めてくださいよと言われた時に、そのできるものが給食センターの必要な量だけ、畑でなるのか。できるのか・できないかという問題が一番あるんですよ。例えば、きゅうり。7月の20日。10キロ納めてください。これ、もう、天気次第なんですよ。作っている量と天気。だからものすごく作ってる方は、大量に作っていない限り、不安なんです。前の日になって、できません。ということもこの間あったんです。一番困るのは栄養士さんです。で、メニューは決まっていますから、そうするとほかの業者さんに発注しなくちゃいけないとかですね、じゃあ、例えば、只見の契約している、各月で納入業者さん変わりますけれども、そういう業者さんが、じゃあ、仕入で毎日行ってるかということ、毎日行ってるわけじゃないんですよ。で、そういう人達も、納入業者さんも結構、苦労しているのを見ておりますけれども、というのは、みかんだとかですね、いろんなもので、個数で収める場合もあるんです。で、そうすると、業者さんは大量に余っちゃうこともあるわけです。処分できる規模の店であればいいんですけど、個人の事業主であれば、その処分ができない。学校給食センターやっていると、プラス、利益にならない。儲からないという声も前は聞かれました。で言うほどですね、この納入する側も、その業者さんも、農家さんも、大変なんです。これ。神経使うんです。だから、募集して、ただ一般的に納めてくださいよだけでは、これ進まないんです。極端にいけば、1軒1軒訪ねて、こういう品物を学校給食センターに納めるようにしていただきたい。で、例えば青空市場と比較してもですね、青空市場の場合は、朝できた分、梱包して出荷すればいいんです。それ、できた分だけで処理できますから。給食センター、そうはいかないんです。量が決められてます。天気によって、先ほども言いましたように、できるか・できないかわかんない。非常に精神的にも、作っている方にとっては不安が強られるんです。それを強いてお願いして出していただくという、こういう形になるわけですから、そこは是非、町当局のほうも理解していただいて、どこが担当するのか。ということはですね、要するに、1軒1軒、栄養士さんと相談して、例えば7月ならば、こういう品物が必要だというのは、大体、品物決まってくる。で、そういう時に、じゃあ、今までと比べてね、今後、

どうなっていくのかという時に、品物でどうしても今の体制ではやっぱり不十分になってくる。じゃあ、どういう人に頼んで作ってもらうのか。どういう人にそういう量を確保するのか。それが必要になってくる。特に、農家の人達の年齢も、段々段々、高齢化してきております。で、その農家の次世代の担い手をどうつくっていくかというのも、この問題は関わってくるわけですが、それを、きちっと、誰がやるのかということを確認しないと、これは私はこの間の経験から、進まないというふうに実感してます。ですから、農家に、こういうものを作ってほしい。そういう栄養士の計画に基づいた、作付けのお願いをこれ、農家の方にすることが必要なんです。ですからこう、私は体制という問題で、ここでは一番、問題視して提起しているんです。で、再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 農業に関しましては、当然、天候に左右されるということでありまして、まあ、昨年につきましては水不足等で一部の作物が不作だったといったようなお話も伺っております。そういった意味では供給される側のご苦勞もあるなというのは今の話でわかったところでございますが、地元のその農産物を使っていくうえでは、課題となってくるのが、その地元産だけではそろわない品目もあると。それから食材の企画が揃わない場合がある。そういったようなリスクがあるわけですが、なるべくその、同じような企画を、同じような時期に納入をしていただくようお願いをするというようなことでご負担になっている部分もあろうかと思いますが、食育といいますか、学校給食の充実のためにお骨折りいただいているなということで感謝申し上げたいと思います。

で、今後どうするかといったようなところがございますけども、新たな仕組みをどうするのかというところですが、生産者の方に、どういったものを作っていただくという、そういうものがこう、決まったスタイルといいますか、そういうものがない状況でいろいろ個別に相談をさせていただいておりますので、そういったものを整理して、わかりやすくしていくということも一つの手段かなと思っております。それから、どこか、一括して頼めるような場所があれば良いんですが、なかなかそれも今の状況では見込めないということもありますので、既存の団体というわけにはいきませんが、幅広い関係機関の方に参画していただけるように、できる限り開かれた形、希望する方がどなたでも参加できるような形が望ましいと思いますので、そういったようなものを考えてまいりたいなというふう考えているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） ちょっと、私の提案している中身と、ちょっと、角度がずれているかなというふうに思うんですが、これ、教育委員会というよりも、町長、これ、どんなふうに、この体制をつくるのか。先ほど10年前の私、話しました。たらいまわしされました。で、じゃあ実際、教育委員会でこれね、できるのかというと、私は教育委員会では難しいというふうに思います。で、一番、地域と密着しているのは振興センターです。地域づくり。農林班と振興センターと協働してね、この納入していただくことを組織化するというか、人を増やしていくと。この努力。そこがね、応募していただくだけじゃ、これ、だめなんです。給食センターについては。この間、ずっと見ても。頼まないでだめ。で、私もこう、ずっと歩きながら、いっぱい作ってる方にね、畑の中で話したこともあります。だけど、なかなかね、給食なあっ、と言ってね、わかったとならないんですよ。うちは青空に出しているから、それでいい。だから本当にこう、地産地消の意義も含めて理解していただいて、協力をしていただく。本当にね、この納めていく人はボランティア精神も相当あると思うんです。その構築を私は言っているんです。それがないと、段々段々、縮小になってしまいますよと。だから、今からこれ、手を付けないと、あと数年後には大変なことになるということで、今年は大丈夫でしょう。しかし、5年後どうなるかというのは、これ、わかんないんです。なってからじゃ遅いんです。そういう点での、この役場の中での、誰がやるのかというのを明確にさせていただきたい。これは町長、お願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 給食センターの地産地消の関係の課題についてはいろいろと教えていただきました。ありがとうございます。それであの、尚あの、現在、町でも道の駅の推進等、計画しております。そういった中で生産者との連携といいますか、そういったところも図っていく必要が今後出てまいりますので、そういった組織的なところには、課題をまず、次長が申し上げましたように、給食センターについては課題を拾い上げて、あとどういうふうに取り組んでいくかということについては、関係課等の中で道の駅、それからJAの青空市場という例がございました。そのほかに直産は町内、数箇所にありますので、そういったところとの連携も図りながら、とりあえず数量の確保といいますか、そういったのと生産者が、計画的なところと、それと消費のほう、余らないで生産できる形の体制をどのようにもっていくかというのを十分検討していく必要があると思いますので、そういった中で給食セ

ンターについても考慮しながら、やっていけばというふうに私なりに考えております。それは、それを実施するには、やはり課の中の横断的なやり方をもっていく必要がありますので、対策室それから農林建設。それと、言われました教育委員会と振興センターも含めた中で議論をしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 以上のことについて、給食の問題については、以上で終わりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

で、総合健診の中身ですけれども、確認ですが、胃がん検診については、胃がん検診じゃなくて、心電図、眼底、貧血。これは検査委託料が増えたから、500円自己負担増やしたということではありますが、これ、以前ですね、一時期、中断したことが、2・3年あります。その中段した時期について、まずお答えをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） この検査項目の追加検査につきましては、29年度から新たに追加して検査を実施しておりますので、それ以降は継続して検査しているものと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 私、今質問したのは、ちょっと言い方悪かったのかもしれませんが。2・3年、心電図と眼底検査。これが抜けた期間あります。その29年度から心電図、眼底もやるようになりました。しかし、その前に、2・3年、この健診の基本項目から抜けた時期があるんです。これは何年だったでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。少し時間いただいて、後で報告させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番。

○10番（山岸国夫君） 後ででは私は困るんで。この中身でね、いろいろ、この答弁の中で私、疑問点を感じております。で、この胃カメラの関係でいきますとね、これ、胃カメラだけじゃなくて、あんまり広げちゃうとまずいんですが、この、胃がんのこの検診の目標値というのは、平成29年度では実態が、受診率7.6パーセントでした。で、来年度の目標が15パーセントになっています。先ほどの答弁だと、28年と比較すると45人減っている

ということですので、7パーセントぐらいかなというふうに推測をしていますが、この片方では、健康只見21計画。これの昨年、決めました。で、この中でもですね、それと同時に、この只見町高齢者福祉計画、第七次介護保険、30年度から32年度決めてます。この中でも健康診断については、特定検診については目標値を65パーセントにおいております。で、特定健診については、これ29年度で44.6パーセントになっていますから、目標値からはまだまだかけ離れているところですよ。そういう点ですね、前の私、資料もインターネットで見て、幸か不幸か、只見町の公式のホームページで町民の保健福祉課の保健福祉センターというところの項目で、特定健康診査実施計画というところもPDFあります。それから保健事業一覧表。特定検診やいろいろ載っているんですが、今年、各個人、検診受ける方に配られた、これですね。これの下の方の表。これが、ホームページでは、平成28年度で終わっています。まあ、古いのあったんで、逆に現在と比較するのに助かりましたけれども、しかし、古いままでいいんですかと、一言言っておきます。で、ちなみにですね、先ほど言ったこの健診の500円アップのところであれば、先ほども言いましたように、特定健診であれば28年度までは15歳から39歳無料。40から74歳までは1,000円。後期高齢者無料ということになってます。で、先ほど、私、何故その、いわゆる心電図検査、眼底検査。これがない時期が、28年度までの間に何年間かあったんです。あったのに、この一次検査や、この検査項目から抜けて、そして29年度からまたこの検査がするようになってきたという経過があります。で、何故、中断したのかということと、この新たに加わって良かったなというふうに思っていたところでもありますけれども、この検査項目については私の先輩議員が、たぶん、一般質問の中で質問したと思うんですが、私はですね、この中で、この先ほどの胃がん検診については、15パーセントの目標であるのに、今のままで大丈夫のような答弁なんですけど、で、ちなみにですね、この胃がん、バリウム飲む検査と、そして、胃カメラ、内視鏡による検査と二つある。で、内視鏡のほうは、これは診療所に予約して行くと。これ、50歳以上で隔年です。2年に1回なんです。ですから、今までは例えばですね、50歳以上、この隔年になってない（聴き取り不能）検査も受けられる。しかし、その前までは全部、エックス線で毎年できたわけですよ。で、がんの死亡率も高い。そこの予防をどうしていくのかという、ここには問題があるんですけど、そういう点ではその、これだどあの、診療所での内視鏡検査はこの人数の中には入ってないですよ。課長、福祉課長、ちょっと確認なんで。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 胃カメラの人数というのは、この中段の人数のところの意味でよろしいのでしょうか。そこにつきましては、実際にその胃カメラの、人数ということではなくて、ここに記載しておりますのは、山岸議員のほうでご質問いただいております総合健診のほうの、集団検診のほうの人数ということで記載させていただいております。7回以上の部分での、それぞれ受付いただいて検診いただいた人数ということでございますので、ここについては、全体での検診ということで受けられた件数ということですので、ここにはそれぞれ、その診療所の分ということでは記載はなっておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうしますとね、質問の主旨では、大体、この胃がん検診と特定検診。この二つの項目で質問しているんですが、この胃がん検診のあり方。で、7会場、私、今年減ったのかなと思ったら、一昨年からずっと減ってきているということですね、検診会場が減ってきていると。で、しかし、目標値は一昨年の倍ぐらいの数まで引き上げないと、目標値まではこの健診の率がいかないという問題もあります。で、胃がん検診のX線の場合、特に女性の場合はですね、便秘がちな方は、バリウム飲むと、これ大変なんですよね。なかなか、下剤飲んでも排泄できないという問題もあったり、あと今年、私もこの検査、地元でできないんで、朝日振興センターに行って受けましたけど、そのレントゲンの機械の中で逆さになる。胃の中でバリウムをまわすのに、丸々、逆さにならないといけないんです。そうすると、私も、その逆さになっているのが、今年、限界でした。もうギブアップしようかなという直前までいましたんで、結構、握力もないとですね、あのX線検査というのは対応できないんです。で、それで私もかなりね、これはお年寄りの人は無理だなというふうに実感しました。そうしますと、大体、70代以上の女性の方というのは嫌煙せざるを得ないというのが実態になってくるんじゃないかと。物理的にですよ。というふうな思いもいたしました。そういう点ではこの、胃カメラ、内視鏡のほうも去年、隔年で受診しましたけれども、昔と比べて、鼻からやって、随分、口からやるのとは体への負担が違ってきているなというふうに思いました。で、この15パーセントどうするかということですね、当然あの、私は診療所、予約したんですが、予約いっぱい、できなくて、健康保険で対応しましたが、検診料の診療所でやっていた3,000円、3,000円よりちょっと負担ありましたけれども、そんなに変わらない、70から74歳の間の診療の支払ですから、もっと若い方、もっと高

くなる。3倍になります。9,000円以上になります。そういう点では、この、毎年ですね、この、進める、そして、がんの死亡率を減らして早期発見という点では、この検査方法をもっと考えて、そして、この負担額の軽減も図っていく必要があるんじゃないかと。で、年金生活だけです、段々段々、収入が少ない人が、様々な負担もしながら、この検診も全部受けたら、結構な金額になります。そういう点では、町としてのこの軽減措置。この胃がん。胃がんは勿論、3,000円。診療所に掛ければ胃カメラ3,000円ですから、結構な金額になります。で、先ほどのその基本健診についても5割のアップです。この間ですね。で、16歳から39歳までが無料だったのが500円になる。たしかにその、心電図検査、眼底が増えたというのもありましようけれども、じゃあ、その25・6年頃までは、これ、心電図、眼底検査もやってたわけですよ。だけど、たぶん、料金は据え置きのままきてたと思うんです。以前やっていた料金は同じ。しかし、1回、この心電図、眼底検査中断して復活したら追加費用5割値上げして1,000円から1,500円にする。これは町の権限でね、軽減できるわけですから、そういう点ではもっと、この、いわゆる受診率上げるためにも引き下げる、町民の健康を守るためにも引き下げる方向で検討すべきと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 総合健診の中の特定検診について、いろいろと調査をした件について、教えていただきましてありがとうございました。それで、尚あの、今年度、検査項目が増えたことで、それ、自己負担が増やさせていただきました。で、ほかの町村等のことも、資料の中で、質問の中でですか、いただいておりますので、先ほどおっしゃいました、過去のことも实际的に調べまして、それで、次年度からのこの個人負担のやり方については、再度検討させていただきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 是非、前向きに検討をお願いしたいと思うんですが、この特定健康診査、特定保健指導に関するQ&Aというのが、これ、厚生労働省の2018年4月27日（聴き取り不能）の文書で、これは只見町のホームページ、保健福祉課のこの特定健診のところへいくと、厚労省のホームページに飛ぶようになって設定されてました。で、その中でも、大体、特定検診の負担割合が国・県・市町村。それぞれ3分の1ずつ負担となっているけれども、それに対する質問です、基本的には保険料収入により賄っていただくことにな

る。尚、一般会計からの繰入等については各市町村による判断において行われるものであり国として妨げないということで、この負担軽減に向けた町の財政措置には国も妨げないと言っていて、お墨付きが出ているわけですので、前向きに検討をして、先ほどの町長の答弁の中でありました、検討するということですので、是非、軽減できるように、あと、胃がん検診についても、これも是非、検討をお願いして私の質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 確認のため、答弁をお願いします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 胃がん検診のやり方につきましては、町内の場合、診療所だけという、できるところがですね、そういったところもあります。あと、ただ、衛生協会のほうで、本当は車とか、そういった中でできれば非常にありがたいと思うんですが、そういった点も確認しながら、できるだけ多くの方に、本来でいうと毎年1回のほうが理想だというふうに私も思いますので、そういった形がとれるようにできるか。議論を重ねながら、診療所とも話し合いをしながら、体制については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） すみません。先ほど終わると言いながら。

胃がん検診。ちなみに、胃カメラ内視鏡を診療所で、医者のだれだけ、許容能力があるかということもありますけれども、増えれば診療所の収入にもなるわけですから。町民の健康を守れるということでも、これプラスになるわけですので、是非、先ほどの町長答弁ありましたように、前向きに検討していただくことをお願いして終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、山岸国夫君の一般質問を終了いたします。

昼食のため、暫時、休議をいたします。

午後の開会は1時から開会いたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

4番、目黒道人君。

〔4番 目黒道人君 登壇〕

○4番（目黒道人君） それでは通告書に基づきまして一般質問いたします。

今回は二つ質問いたします。

まず一つ目。今後の観光政策についてでございます。ここ最近ですね、奥会津地域が注目されているなど僕は感じております。それによって、この地域を訪れる観光客の方。国内外、外国の方も増えてますし、国内の、それに伴って国内のお客様も増えているという状況があります。まして今年はですね、雪消えが早くて、六十里越えがですね、ゴールデンウィーク待たずに開通できた。本当に嬉しかったなと思ってます。そしてまた今年は改元の年でありまして、そのゴールデンウィークが10連休という、とても大型の連休でした。こういったことがありまして、わが町の観光客数も増加していると聞いております。しかし、その一方で、インターネットを活用した情報提供。それからあと町内見ますと、細かいところですが、案内看板の設置など、まだまだ取り組めるところがあるのではないかなと感じておりますので、今回はその中で2点、ちょっと質問いたします。

まず一つとしては、インターネット上で観光客に、町の観光施設の情報を正確に伝えるため、町でドメインを管理して、指定管理者に使用させることを提言したいなと思っています。ドメインというのは、なんとか.comとか、co.jpとか、そういったURLというところに書き込むものです。で、これなんですけれども、現状は、仮に指定管理業者が交代した場合、ドメインも変わってしまうというおそれを抱えております。で、観光客が古い情報を取得する心配があります。町が観光施設のドメインを管理すべきと考えますが、町長の考えを伺います。ドメインというのはネット上の看板のようなものです。

2番目。恵みの森など、山間の奥地にある観光地へは車のすれ違いができないほどの細い林道をどこまでも進むことになりまして、初めて来られる方は本当にこの先に目的地があるものか不安になるというご意見いただきました。この先、あと何キロとかですね、所々で表示があれば助かるという声もありますので、今、シーズンを迎えてますが、速やかに対応をお願いしたいなという、今後の改善策について町長の考えを伺います。

二つ目。亀岡トレーラーハウスの今後のあり方について。亀岡スポーツパークがオープンして3年目となり、イベント開催など努力されてはいるものの、オープン当初に期待したほ

どの誘客効果は出ていないと感じています。この状況を踏まえると、チャレンジショップとして設置されたトレーラーハウスのあり方については、位置も含め、見直すべき時期がきているのではないかと、町長の考えを伺う。

この2点伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 4番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、今後の観光政策についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、観光施設のドメインを町が取得し管理するご提言であります。ご質問のとおり、現在、会津ただみ振興公社で管理する施設は施設ごとにホームページが開設されておらず、指定管理者のホームページの中に施設のページがある形になっています。仮に、一部の施設の指定管理者が変更になった場合は、情報発信に不具合が生じることがあると考えられますので、今後、町がドメインを取得する場合の経費や管理運営方法を調査し指定管理者と協議しながら、前向きに検討してまいります。

次に、恵みの森などの観光地への案内看板の設置についても、来訪される方にわかりやすいものとなるよう、設置場所や設置方法、管理方法などを関係機関と協議、検討をして改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、亀岡トレーラーハウスの今後のあり方についてであります。亀岡地区に整備したトレーラーハウスについてであります。平成27年度地方創生加速化交付金を活用した、健康スポーツによる交流環境整備と創業・就労機会に資する賑わい創出事業の一環として整備したものであり、事業者募集及び審査会を経て利用事業者を決定し、創業・起業応援プログラムとして、事業者が必要とする創業に必要な機材等について、一定額を委託事業内に含んだものとなっております。ご承知のとおりトレーラーハウスは、道路を牽引通行できる車両としての仕様であり、移動可能かつ安価であることを理由に整備したものではありませんが、現在、健康スポーツによる交流、誘客促進に努めているところでございますので、現時点では位置の移動は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） それでは再質問させていただきます。

昨日も、こういった観光政策についての質問、たくさん出されました。これはやっぱり背景としては、今、まさに只見町を取り巻く観光に関する分野ですね。非常にこう、追い風が吹いてきているというところなんじゃないかなと思っています。そして、そこに町民も皆さん、期待してますから、この追い風をですね、まだ、吹いているというか、これから風速が強まってくるというところですね。まだまだこれから対策をして、万全に、いろんな観光の方、交流人口、そしてまた、今、政府も、新しい言葉として関係人口なんていう新しい言葉も出ますけれども、こういったものがどんどん増えていく、そういったきっかけが今後いっぱいあるのかなというところがありますので、各議員も同じように観光について質問をされました。で、その中でも、昨日はですね、大塚議員のほうから一言、これ、僕も印象に残りました。只見の観光は親切じゃないとおっしゃいまして、たしかに、そう思えばそうかなという、思い当るところがございます。であの、なんていうんですかね、ちょっと、言葉は適切でないかもしれませんが、灯台下暗しといいますか、これ、意味、たぶん違うんですけど、地元だと、本当に当たり前なために見逃してしまうといった、そういったことはまあ、多々あるなど、本当に感じています。それでまずあの、看板のことなんですけれども、恵みの森などの看板ということで、ちょっと書いてますが、これについてはまあ、本当、看板を設置していただいて、実は昨日の夜ですね、ちょっと、僕、心配になって、夜中、ちょっと恵みの森まで、車で行ってみました。これですね、質問しておいて、看板があったらどうしようと、ちょっとあの、思ったものですから、昨日見に行きました。やっぱ、看板なかったです。それで安心したって、ちょっと変な感じなんですけれども、ただやっぱり、夜中に行く人ないんですけど、本当、夜中に行くと、本当に心配になりました。自分でわかってはいますけど、この先に目的地があることは間違いないし、道順も勿論、何度も通った道ですから間違いないんですけども、それでもやっぱり寂しいし、周りに灯りもない、夜中でしたので、それは本当、心配。昼でもそれは一緒だと思います。やっぱり案内看板はちょっと、ひとつ欲しいなというところですので、これはですね、答弁には、早急に対応しますとはちょっと書かれてないですけども、この辺ちょっと、時期と、ご検討いただける時期と、ちょっと念のため、伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長補佐。

副課長。すみません。

○観光商工副課長（目黒祐紀君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

看板の設置につきましては、まさに現在、指定管理者等と協議といいますか、まず情報提供しまして、こういったような事案が報告されているので対応していきたいというようなこととお話をさせていただいているところでございます。当面、考えておりますのは簡易的にはなりますけれども、簡易的な看板を作成をしまして、指定管理者のほうと協議をさせていただいて、設置位置のほうを確定をさせて、早い段階でまず設置をさせていただきたいというふうに考えております。その後の正式な看板等々につきましては意表的なものも含めて、再度検討させていただいて、予算が必要であればご提案をさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。段階を経て、なるべく早い、仮のものをまずは、ということだったので良かったなと思います。でまあ、本当に設置されるものは是非あの、景観に配慮したと言いますか、でかくて目立てば良いということではきっとないと思いますので、やはりこのユネスコエコパークというところもありますから、まあ、景観に配慮されて、なるべくセンスの良い看板をお願いしたいなと思います。

では、もう一つのほうのインターネットのドメインのお話です。これはですね、ちょっとさっきも触れましたけれども、ホームページには、なんとか、c o mとかですね、c o . j pとか、ねっかでしたら、ねっかj pとかですね、そういったドメインのことなんですけれども、これまでホームページないわけではないんですが、オリジナルドメインで運営をされた経過がなかったもので、まずこれまでその、指定管理事業者とは打ち合わせは度々されていると思うんですが、そういった中でオリジナルドメインを提案された経緯というのはありましたでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工副課長。

○観光商工副課長（目黒祐紀君） ただ今の質問に回答させていただきたいと思います。

各指定管理者との打ち合わせ等々は随時行っておりますが、オリジナルドメイン、町でドメインを取得して、オリジナルドメインとして管理をしていただくというようなことは現在の間は想定をしておりませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 経緯はそうだろうなと思います。これは、なんといいいますか、インタ

ーネットがですね、世の中にこれだけ普及してきて、もう何十年も経つわけですが、考え方としてドメインが管理物件であるという考え方は、たぶんきつとなかったのかなとは思いますが。ただですね、皆さんも経験あると思いますけれども、このネットでなんか物を調べる。特に場所なんかですね、只見のキャンプ場調べたいなといった時に、例えば只見キャンプ.comとかなってるんですね、ああ、ここは、その情報に間違いがないなど。一次情報なんていう言い方を最近しますけれども、最近もう、ネットも様々で、いろんな詐欺サイトがあったりとか、あとまあ、トランプ大統領が大好きなフェイクニュースなんていうのもありまして、ネット上はなんでもこう、真似をしてねつ造しちゃうことができちゃうという時代になってきました。そんな中で、一次情報を皆さん求めていらっしゃる。特に只見に観光に来る前は、正直、こういった不便なところですから、事前の準備としてはいろいろ調べられるでしょう。そうしたときに、やはりオリジナルドメインのサイトがある。これによって情報を確実なものだとして只見に向かってこられる。これを望んでいると思うんですね。これがもし仮にオリジナルドメインじゃなかった。もしくは検索した結果、出てこなかったとなると、これがちょっと厄介だなというところなんですね。で、ちょっと伺いますけれども、実は今あの、只見の保養センター、ひとつぷろまち湯のサイトがダウンしております。で、これについては、ちょっとまず、あの、担当課のほうでご存じだったかどうか、ちょっと伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 商工観光副課長。

○観光商工副課長（目黒祐紀君） ただ今のご質問、回答させていただきます。

ひろっぷろまち湯のホームページにつきましては、ちょっとあの、インターネットに繋がなくなった時期というのは、ちょっと定かではないんですけれども、私も逐一、チェックをしております。あるところから繋がらなくなったというようなことで、管理者とは相談をさせていただいて、状況は把握しているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） これはあの、ちょっとまあ、そうですね、把握されているということで安心はしました。実際、ちょっと、これ、ご存じないと思いますので簡単に説明しますと、今あの、ひとつぷろまち湯と検索サイトで検索しますと、一応、検索結果としては出ますが、その後のリンク先がない状態です。でまあ、ちょっと事業者さんのほうにもちょっと伺いましたらば、ちょっとその、委託していた業者さんのご都合でといいますか、サーバーを撤去

されてしまったといったことがあって、で、そのウェブサイトまわり、ウェブサイトや、それからあの、ツイッターであるとかSNSのアカウント。こういったものも一括してお願いをしていたということで、今現状、ひとつぷろまち湯の運営者側ではちょっとコントロールが今できない状態に今なっているということでした。で、これはですね、そういったことが今後危惧されるので、今回ちょっと、こういった質問事項に挙げさせていただいて、僕も、正直あの、しばらく、保養センターのホームページって見てなかったんですけど、今回、質問にあたってちょっと検索してみたら出てこなかったことがわかりまして、ちょっと重大だなというふうに思ったところです。なので、まあ、そうですね、それで、町でそのドメインを管理すべきという点ですけれども、これは、町がドメインを管理してさえいれば、その参照先のサーバーは町の側でどこでも指定が可能です。今回のようにサーバーが撤去されてしまったといった場合にでも、ドメインが町が管理さえしていれば、または別なサイトをですね、とりあえず、急場で立てて、そちらに参照先を振り返れば情報提供は最低限できるという状況があります。そうですね、あんまりないとは思いますが、実際、こういったことが起こっているということです。そして、世界ではこういったドメインがですね、悪意ある詐欺サイトとして流用されてしまったりとか、そういったこともありますので、このドメインの管理については、やはりまずは、一次的には、大元は町が管理をしているということで是非やっていただきたいし、それから、本当、面倒くさい時代になったなと思うんですけども、やっぱりそれは危機管理として、このドメインの管理と、それからSNSのアカウントですね、ここは本当、難しいところではある、難しいところというか面倒くさいんですけど、やっぱり町が取得して、町がそのアカウントを事業者に一定期間、その指定期間貸与すると。その後はまあ、町で管理するということを是非やっていただきたいなと思います。ドメインの維持費はですね、なんていうんですかね、.comとか、.jpとかによって、多少、金額は違いもありますが、それでも年間数千円くらいのお話ですので、これは是非、ドメインを取得して、それを町で管理するということをお願いしたいなと思います。でまあ、この答弁にもありますが、キャンプ場それから河井継之助記念館。そしてスキー場。これ、今、公社がやっていますので、公社のサーバーの直下にディレクトリを区切る形でアップされていますけれども、やはりこれもオリジナルドメインを取られてやっていただきたい。ちなみに長岡市の河井継之助記念館は継之助ドットネットという形でオリジナルのドメインを取られております。やはりこれも、今後、来年ですね、映画公開控えてまして、そういったこともありますので、

やはりここはあの、なるべく早い段階で整備をお願いしたいなと思っています。どうでしょうか。町として、今ないのがですね、田子倉レイクビューのサイトが今ないんですが、これ、是非、ドメイン取られてはどうかと思います、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工副課長。

○観光商工副課長（目黒祐紀君） ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

ドメインにつきましてはですね、町のホームページにつきましては、過去、ポータルサイトという考え方がございました。只見町のいわゆる窓口になるホームページから、それぞれの指定の施設のほうの情報を提供していくといったような考え方がありまして、まず只見町のホームページから各施設のホームページにリンクを貼って飛ばすといったようなことで整備をしてきた経過がございます。ただ、今、インターネットの使い方、かなり変わってまいりまして、先ほど議員ご指摘のとおり、各施設に直接、情報が求められるといったような状況でございますので、ドメインの取得についても前向きに今検討させていただきたいというふうに思いますし、今、検討というお話をさせていただいておりますが、特にあの、今ある施設については、それぞれ、各指定管理者のほうで独自にドメインを持っております。こういったドメインの扱い。まさにそのドメインでも、もうすでに登録して入られてくる方、情報を求められている方もいらっしゃいますので、こういったドメインの取り扱いであったり、また新規にドメインを取得したほうが良いのかどうか。また、先ほどご指摘のありました田子倉レイクビューにつきましても、新しく現在管理をさせていただいております、合同会社ねっかのほうでフェイスブック中心にして情報発信をさせていただいております。こういったような情報発信の今の既存の仕組みとの整合性。こういったものもちょっと検討しなきゃいけないというふうに考えております。またさらには、情報発信のあり方について、特にSNS等につきましては町のほうのフェイスブックの掲載の指針等もございます。こういったようなところの指定管理者との摺合せ。こういったものも必要になりますので、特にドメインの取得についてはなるべく早く検討していきたいと思っておりますし、その運用管理につきましても指定管理者と相談をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。答弁にもありましたけれども、もう既に、例えば印刷物等で、記載されたURLはかなりもう、いっぱいあります。そして今、例えばあの、ドメ

インを取られている、ドメインを取って運用をされているサイトも、まあ、ありますので、それについては是非、引継ぎをですね、うまくやっていただきたいなと思います。ちなみにあの、まち湯のサイトはですね、8月で一応、有効期限が切れることになってますので、是非、そのタイミングで、町がですね、取得されてはどうでしょうか。そうすればですね、ドメインは一応、引き継げるような形になりますので、そこはちょっと、うまく事業者さんともやっていただいて、いければなと思います。

それではもう一つの質問のほうに移りたいと思います。亀岡トレーラーハウスの件ですが、ちょっとこれ、確認ですけれども、地方創生加速化交付金による活用した事業ということでした。これ、念のため、この事業期間教えてください。いつからいつまでというところです。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 平成27年度に、交付決定をいただきまして、繰越事業で28年度まで事業を実施をして、28年度までの加速化交付金での利用ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。ごめんなさい。なんか、ちょっと勘違いしてたかもしれないですけど、そうだと…

では、もう一つ、質問ですね。答弁には、賑わい創出事業の一環として整備されたとあります。どうでしょう。賑わい。できているでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 当初、想定していたものまでにはおりませんが、いわゆる施設、さらにはトレーラーハウスの利用の方々につきましては、約2,800人程度の利用というようなことであります。新たな賑わい創出ということで事業を実施してきたということでもありますので、少しずつ誘客促進を進めていくというようなことで今現在行っているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと、1点、確認したいのがあるんです。昨日のあの、目黒仁也議員の総合戦略の進捗状況についてという質問の中で、いろんな指標に対しての実績の発表がありました。その中で、合宿の受け入れ人数、目標1,000人に対し、実績は684人というのがありましたけれども、これは、合宿ということですから、まあ、おそらく、スポーツパークを利用される合宿かなと思ってますが、これがですね、平成30年度実績というこ

とでしたので、その、もしわかればですけど、その前の28・29年度。この実績もちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 合宿。それぞれ、町下、ここの町下広場での合宿もありますし、野球もありますし、様々、合宿はありますので、さらに体育館でも勿論ありますので、そちらのほう全て合算した数値ということになろうかと思います。それでですね、これ、正確かどうか、ちょっと待ってください。もしかしたら、ちょっと不正確かもしれませんが、昨年度、私のほうで調査した際は、合宿の人数は551人でありました。正確でなかったときには、尚、後程お答えさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。確かに合宿はいろいろな施設使われますので、亀岡ばかりでないというのはわかりました。まあ、勿論あの、29年度と30年度比較しますと、増えてますので、この調子でさらに合宿の誘致はしていただければ、とは思いますが。それでもやはりですね、あの亀岡のエリア。やはり、ここをちょっと、ちょっと使っていただかないと、ちょっと大変だなというふうに思ってます。で、どうでしょうか。あそこでは、一応、2件のお店が、トレーラーハウスで出店をされているというところですが、それぞれの事業者さんとその経営状況の把握などについてミーティングなどはもたれておりますでしょうか。また、その頻度について、ちょっと伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 経営状況。どこまで、いわゆる個人の事業者さんですので、特段、当初からそういうようなことを求めていたわけでもありませんので、その経営状況まではしっかりは把握はしておりませんが、いわゆる誘客人数といいますか、利用人数については把握をさせていただきながら、直接あの、担当の者が伺いながら、情報交換といいますか、そういうようなことは行っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そうですね。わかりました。随時、随時というか、必要なときにされているのではないかなとは思いますが、やはり、あそこで、言ってみれば、商売されてるわけですので、やはりこれ、まあ、ある意味、こう、人生をかけてですね、やられているといたところがありまして、結構、これは重いなと思っています。そして、これはまあ、僕

の記憶違いだったらごめんなさいなんですけども、これ、当初、募集の段階で、湯ら里で説明会がありまして、トレーラーハウスの事業者募集するといった日があつてですね、その説明会、僕も聞きに行きました。トレーラーハウスでチャレンジショップという位置づけで公募するので、是非、応募をお願いしますという内容の説明会がありまして、その時にですね、コンサルの方から、5年後には8,000人の人口、あのエリアに8,000人の方がいらっしゃるといことが説明されて、そういった説明の上で開業してみよう、チャンスをつかもうということで挑戦されているという認識であります。それに対して、先ほど、ちょっとあの、ご説明にあつたように、ちょっと、まだその、人数的にはまだ及ばないということですと、なかなかちょっと、経営的にも厳しいのかなというふうに思います。で、実際、聞いてみますと、勿論あの、2,800人という方、あそこを使われているというふうな説明ありましたけれども、実際、夏場の合宿で、あそこをまあ、例えば、サッカー場まで、ジョギングしてですね、10キロぐらいあるんでしょうけど、ジョギングして、サッカー、一日練習して、帰ってきて宿に泊まるというような使われ方をするようですけども、夏場、結構、合宿いっぱい来るなど。走ってる、沿道走ってますから、そういうの見かけますと、ああ、結構使われているなというふうに思うんですが、実際、聞いてみるとですね、その合宿で来られる方は財布持ってこないって言うんですよね。そうすると、ちょっと喉乾いてコーヒーでも飲みたいなどいっても、ちょっと、あそこではちょっと利用されないんじゃないかなというのがあります。で、やはり、設備も勿論ですが、やっぱここは、あそこはああいったエリアですので、やっぱりこう、誘客が必要なのかなと。やっぱこれは強く感じるところです。で、一般にやはり、チャレンジショップというものをですね、考えたときに、例えば商店街にある空き店舗が1戸空いたから、その商店街の組合で、そこをじゃあ、チャレンジショップとして貸し出して、安い賃料でお店やってみたい人に貸そうと。こういったものがチャレンジショップなんじゃないかなと僕は考えます。で、これはつまり、人通りがあるところでチャレンジしてもらおうというのがそもそもでして、人来てもらうためにお店をやるというのは、これはなかなかね、難しい。お店ありきで、あそこに人来ていただくというのは、なかなか本当にこれ、難しいのかなと思っています。で、チャレンジショップという、その考え方は僕は非常に良いなと思ってます。なかなか、只見ているのは、新しく事業を始めるというのがなかなか難しいし、その建物や設備をするだけでも結構、投資が大変です。それに対して、ここにあるように、答弁にもありますが、トレーラーハウスは安価であるとい

った、こういったものをうまく使って、ああいった形でチャレンジショップをやられるというのは、すごく良いなと思うんですが、まあ、残念ながら、ちょっと、誘客に結びついていない。ちょっと、町長に伺いますが、当初、計画では、来年のオリンピックへ向けた、バレーのナショナルチームの合宿候補地として、といったお話もありましたし、それからこの3月には、あそこでスノースポーツフェスティバスというイベントがありまして、やはりそこにも全日本のバレーの選手来られました。しっかりトップセールスしていただけたのかなと思っておりますが、そこでの話をちょっとお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 亀岡地区の関係で、後のあの、スノースポーツ大会の時は、朝の挨拶だけで、大変申し訳なかったのですが、日程がありまして、前日と当日は途中から抜けさせていただいておりますので、直接あの、選手の皆さん方とは挨拶だけで、細かい話についてはしておりません。

それとあと、合宿の関係につきましては、昨日、目黒仁也議員にもお答えしましたが、具体的な内容までには進んでいないということだけはお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） やはり、町長、ここはあの、姿勢だと思うんですね。やっぱりこれは、町長、お願いしたから勿論、来るかといったら、それはわからないですけども、やっぱりその姿勢を見せて、是非来てほしい。せっかく設備したんだから使ってほしい。昨日も世界大会なんていう話も出ましたけれども、やっぱりそういった機会をうまく捉えて、その誘客になるべく増えるといった、この姿勢をですね、是非見せていただきたいなと思ってます。とはいえですね、現状を見ると、なかなかちょっと、まあ、厳しいなというのは素直な感想です。で、そしてそこでお店やってくださいというのも、なかなかこれ、厳しいです。で、答弁の最後に、現時点では位置の移動は考えておりませんとはありますが、これはちょっと、やはり、そこで、入ってですね、事業をやられている事業者さんのこと考えますと、やっぱりあそこは適さないんじゃないかなと思います。これはあの、スポーツパーク構想とはまた別個で、こういった事業者育成といいますか、やはりこれは本来のチャレンジショップとしての事業。ここをもう少し磨きをかけて、検討いただけないかなと思います。町長、こういった考え方はいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 事業繰越で28年度から実施した中で、一応、3年は経過してはおりますが、そういった中で、今申されましたようなこと、この後についてですね、もう少し、今ここで全てを引き揚げるということではなくて、そういったものの今のスタイルの中で、どういうふうに対応していったらいいかというのは検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 是非考えていただきたいなと思います。仮に、これは本当、仮にですが、例えば昨日もですね、JRの駅舎の話題が結構出ました。で、やはりその待合所が少ないというのは実際問題、少ないんですよ。で、例えば今あるトレーラーハウスうまく活用してですね、そういった、ちょっと待合のスペースをつくってみたりとか、またはあの、先日出た道の駅の答申としては、駅前エリアが望ましいといった話も出ています。そして、そこでいざ道の駅を構えてですね、そこでこう、レストランや、中にこう、例えばお店を、テナントを募集しようとした時に、実際こう、どれだけ手が挙がるのかなというのは、本当にこれ、僕は心配だなと思ってます。で、そういった担い手といいますか、お店やってくれる方育てるのには、やはり今取り組んでいるようなチャレンジショップ。これ、もう少しアップグレードして、もう少し入れるような、取り組める方が増えるようなことにしてはどうかと思います。その亀岡スポーツパークのトレーラーハウスの説明会には、今入ってらっしゃる方以外にも、何組か、説明会にはいらしてました。ということは、出店の意向、もしくは興味があるレベルかもしれませんが、お店ちょっとやってみようかなって、ちょっと夢を描いた方が、まだ何組かいらっしゃったわけなんですね。こういった方のためにも、やはりそのトレーラーハウスは、もうちょっと活用方法をご検討いただいて、そして、答弁にもあります。なにより安価です。これ、是非、予算を、安いつていうことですから、是非、予算つけていただいて、このトレーラーハウス。今後、展開していただけないかなと思います。であの、駅前って今言っちゃうと、本当、駅前ということになっちゃうようなのであまり言いませんけども、ちょっとですね、さっきの観光の話題にちょっと戻りたいと思うんですが、ちょっともう一つ心配なこととしては、ちょっとあの、観光協会ですね、運営体制。これがちょっと、僕は心配です。先月、観光協会の総会がありまして、ちょっと出席しました。

で、ちょっといくつか質問も出たんですけれども、ちゃんところ、答弁、明確に答えがなかったんですね。これはちょっとね、僕はまずいなと感じてまして、特にまあ、人員の配置のことに關しては、本当に問題があるなと思っています。これ、担当課としては、どのように今お考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工副課長。

○観光商工副課長（目黒祐紀君） ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

観光協会の運営体制につきましては、長年、携わっていただいていた方が、この春、退職というようなこと。また、女性の職員も1名退職というようなことで、観光協会事務局長とも様々、情報共有またご相談をさせていただいて、厳しい状態であるということは、これはもう、事務局長も、我々も、これ認識をしているところでございます。この状況を打開できるように、お互いに情報共有、また情報交換をしながら、人員の確保。また業務の整正に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。まあ、勿論、観光協会、中身のことはね、それは、まあ、お任せするほかないなど、今の答弁のとおりなのかなと思います。

で、ちょっと、町長に伺いたいんですけれども、勿論これは町長もご存じなわけですが、今、観光協会ではログハウスを駅前建てたいという計画、今年度の事業計画の中に発表がありました。ただ、今、ご存じのように、今あの、旧庁舎の解体などありまして、または道路の拡幅なんていう話もちょっとあって、なかなかその事業、すぐには着手できないというような状態のようです。これ、町長としては、いつ頃、事業着手できそうか、ちょっと伺いたいなと思うんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 観光協会のほうからは、当初あの、国産材の利用の補助を受けながら整備をしたいという申し入れがありました。それで、当初、町の補助とか、いろんな議論はありましたが、最終的には自己資金でやりたいということで、設置の場所について、希望場所を要望されてきておりましたが、ただ、県のほうの、田中工区の改良がどこからスタートするか、ちょっと不明な時期がありましたので、それで、最近になりまして駅側のほうからやっていきたいという考え方示されましたが、そういった中で、役場庁舎の解体が進んでい

る中で、解体が終了後、関係者で集まって議論をしましょうということで対応はしてたんですが、過日、まちづくり協会のほうからは、以前、山六さんのあったほう、地権者のほうと協議が整ったので、そちらで計画したいという申し入れがありました。そういうふうに私は理解をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ありがとうございます。わかりました。ちょっとそこ、心配だったので。事業としては非常にこう、期待できる内容だなと思ってました。駅前、降りてすぐのところ、買い物をしたりとか、休んだりとか、そういったところがないのをなんとかしたいということでしたので、それはあの、前に進んでいるのであれば良かったなと思います。例えば、これに合わせてですね、先ほどのトレーラーハウスですが、トレーラーハウスっていうか、チャレンジショップとして、まったく別個のものと考えてですね、新たに、やはりトレーラーハウス購入されるなりしてですね、駅前にちょっと設置して、そういつて入ってくれる方募って、やってみてはどうでしょう。町長。お考えいただけないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 道の駅ができるまで、今度、観光協会のほうで案内の場所は出ます。で、まだあの、駅前の賑わいそのものについては、たまにあの、たまにっていうんですか、イベント広場で臨時列車来る時やっていたいたり、その程度で常設というのは非常にありません。それで、観光協会のほうの施設の中にも喫茶的なものは入れたいというようなお話のようですので、そういったところと状況を見合わせながら、ただ今のお話があったことについては、全体の配置を想定して、それから、将来、無駄にならないような形を考えながらやっていく必要があると思いますので、その点はこの、県が進めている田中工区の工事の進捗と、それからまちづくり協会で設置するものの、アンテナショップ的なところですか、そういったところの動向を見ながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そうですね。非常に、さっき、冒頭に言いましたように、今、追い風がどんどん強まってきているというところなんです。そこにきて、道の駅の構想の答申も出ました。そういったものをですね、ちょっと、こういったあの、一個一個の素材をですね、うまく組み合わせて、やはりその、道の駅ができれば、なんか解決するということはきっとないですから、そこに向けた施策も是非やっていただきたい。で、道の駅見据えれば、その例

えばですね、トレーラーハウス。先ほどあの、無駄にならないようにしておっしゃいましたけれども、まったく無駄にならないと思います。そういう事業に組み立てていただかなければいけないというのがありますけれども、移動可能です。多少の移動はできるわけですから、道の駅の建物があっても、トレーラーハウスがあっても、それはそれで良いんじゃないかなと僕思いますので、使いようはあるんじゃないかなと思います。是非ですね、そういった夢のある構想で道の駅を進めていただきたいなと思います。

そして、先日あの、町はですね、会津大学とICTの提携をしたという、これもですね、ちょっと正直あの、どうやったらいいのか、わかんないんですけども。ただ、良い話だなということだけわかりました。これとですね、是非、観光と、そういったいろんなですね、施策組み合わせた、是非あの、ものをですね、期待して、投げかけてほしいなと思ってます。例えばこういった観光。特に只見線なんかですね、会津大の学生さんと一緒に組めたら面白いんじゃないかなと思いますが、そういった話をちょっとだけ伺えればと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 最近ですか、今、新聞にも出ましたが、会津大学と、それから短大のほうと合わせた形で協定を結ばさせていただきました。それで、先ほど言われました、会津短大の方、今年度、只見に入ってきていただくということになっております。で、高橋先生という方が中心でございますが、これは会津線から只見線、磐越西線。いろんなところでやっていますので、今度はあの、只見。去年は金山のほうまで入ってきましたが、今度、只見町のほうにも入ってきていただけるということで、学生さん中心ではあるんですが、いろんな形で協力をしていただきたいというふうに思っております。それと、技術的なほうにつきましては、企業との細かい、大学との連携。今度は個々の研究になるという部門と、それから後から言いました短大のほうのような観光の面と、いろんな形で大学のほうと協力しながらやっていく必要があると思いますので、その橋渡しを町は上手にやっていければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

次の議案の準備がございますので、2時5分まで休議いたします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時05分

○議長（齋藤邦夫君） それでは開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第36号 只見町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 説明をお願いします。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第36号 只見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正につきましては、平成31年の3月29日交付、4月1日施行によります地方税法等の改正に伴う条例の改正であります。

資料のほうをご覧ください。

税条例の改正につきましては、非常に複雑な内容であるために、全体的な流れとしまして情報順に記載をしまして、資料の1ページ目と2ページ目に一覧表としてまとめたものであります。主な内容についてご説明させていただきます。

まず資料の1ページ目、一番最初、24条と書いてありますが、24条から36条につきましては児童扶養手当の支給を受け、且つ、前年合計所得額が法で定められた基準以下、これ135万円でありますが、のひとり親に対しまして住民税を非課税とする内容でありまし

て、その他、申告書への記載事項の修正など、文言関係の整備であります。附則15条から裏面の16条にかけましては、軽自動車税の改正内容でありまして、令和元年度から、軽自動車の環境性能を配慮した適用区分の見直しが行なわれまして、税率の特例措置を令和2年度までの2年間に延長するものであります。もう一つなんですけど、令和3年度・4年度に新規取得した軽自動車につきましては、電気自動車の特別措置。これ現行75パーセントでありますけど、これを軽減、を令和5年度まで延長するものであります。この2点が大きな改正点でありまして、その他につきましては関係文言、条ずれによる改正であります。

3ページ以降につきましては新旧対照表であります。今ほど説明いたしました内容箇所につきましては、住民税の関連箇所につきましては、飛び飛びになりますけど、3ページから4ページ。あと9ページ目の上段ですね。あと12ページから14ページの上段にかけてが住民税の関連箇所となっております。軽自動車税の環境性能の区分の見直しにつきましては5ページから8ページ。それに9ページ、10ページ、11ページは関連既定の整備が主な内容であります。その他、関係附則につきましては、文言、先ほど申しましたが、条ずれ等の整備であります。

以上、内容につきましては以上ですが、基本的には地方税法等の改正に合わせた規定の整備でありますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 確認なんですけど、この今日配られた資料の7ページのところでの、6ページから7ページの軽自動車税の一覧表出てます。例えば、6ページの一番左の下、第2号ア（イ）3、900円。で、右側が1,000円ということで、これ、左の金額というのは、これまでの軽自動車の税率と。で、右側というのは、いわゆる環境性能による減額措置と。ですから、今回あれですよ。軽自動車税の、いわゆる現在、これまで所有者の軽自動車税は変わらないということで理解してよろしいんですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 山岸議員のご質問にお答えいたします。

条例改正の中身でありますけど、先ほど申されました環境基準に基づきまして算出したもの

であります。現在とは基本的には同じであります。あります。環境性能が、これは2020年の環境基準、国で定められた基準であります。その達成率によりましてこの表が成り立っておりますので、若干、今持っておられる車の環境性能に応じては若干変わってくるものであります。それである、この表の見方あります。先ほど山岸議員申されましたとおり、これは7ページの中段の第2号アの(イ)3,900円の、真ん中が3,900円で、右側が2,000円となっております。これにつきましては第2号アの(イ)というのは三輪車でありまして、現在の3,900円が税率。それで、75パーセント軽減の額になっておりますので、違うな、すみません、5割軽減の額になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これあの、質問というより要望なんです。前にも一度述べたことあるんですが、これだけの条例改正のね、文言で、これはまあ、今回、議長の決裁を得て資料配付という形になっているんですが、もっと早めにね、この3ページ以降の資料ができているのであれば、議会への資料として早くできるように、できないものなのかどうか、検討をお願いしたいと思います。これ要望です。

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 山岸議員のご質問にお答えさせていただきます。

山岸議員から、昨年から何度か、同様のご質問は受けております。事務を執行するうえで、精一杯やっておりますが、本当にあの、この新旧対象表、かなり時間がかかってしまっているため、なんとかこの方法で対応させていただきたいということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長に申し上げますけれども、上程された時点で配るということはできませんか。議案上程された時点で配るということはできませんか。初日ということです。それをひとつ努力目標にして、そうでなくても、それは支障ありませんけれども、そういったものを努力目標にしていただきますと、事前に見るということができるわけなんです。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それではあの、今ほどのご質問であります。議長より、上

程日にはなんとかならないかという話でありましたので、上程日の日に対応させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） そのようなことに努力してもらいたいと思いますので、ひとつご了承をお願いいたします。

ほかにございませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 軽自動車税の電気自動車、環境の関係だと思いますが、山岸議員と同じく、早口の説明だったのでよくわかりませんでした。事務当局にいた関係でその、議案資料というのは非常に大変だなと、よくわかりますが、つまりあの、只見町の現状において、今あの、ガソリン車の軽自動車持っておった私が、電気自動車の、ハイブリットではなくて、電気自動車に替えた場合、税金がどれだけ軽減になるということをおっしゃったんですか。もう一回お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それではあの、酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

この条例改正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、2段階の改正になっております。令和元年と2年の登録自動車につきましては、ほぼ現行と同じ括りの中で、75パーセント、50パーセント、25パーセントの軽減になると。で、令和3年以降につきましては、令和3年・4年登録の自動車につきましては軽自動車税が4年・5年の課税になります、4月1日課税でありますので、それにつきましては電気自動車のみの減免というような感じになる内容でありますので、現在の酒井議員あの、乗っていらっしゃる年式等も関係が出てきますので、一概にあの、どれだけ軽減になるのかと言われますと、この軽自動車の基準の75パーセント、現行で言うと2,700円ほどになると。電気自動車。これ、大変難しい括りではありますが、電気自動車であれば、そういう括りになるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第36号 只見町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第37号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 説明願います。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第37号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

まずですね、税率改定の説明に入る前に、昨年度より、県から納めるべき納付金が決められてまして、その金額に基づきまして必要な額、税率を算出しております。只見町国保の現状を保健福祉課長より説明をさせていただきます、その内容に基づき、私のほうから税率改

定の説明をさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、保健福祉課のほうから、お手元に配付させていただきました議案第37号資料、保健福祉課ということでご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、国保事業の納付金の関係でございます。国保事業の運営につきましては、昨年度から県のほうが財政運営の主体となりまして、2年目となっております。そこで1ページ目の国保事業納付金及び国保税についてですが、これは県への納付金が示され、それを納めるための算出税額を示しております。まず国民健康保険税の算定についてということで、納付金額の①のところですが、こちらは只見町が県へ納めなければならない確定の金額となります。合計で1億2,079万877円となっております。昨年度との対比を申し上げますと、医療分で約984万円の増。支援分で約570万円の減。介護分で約33万円の増となっており、合計では約447万円の増となっております。支援分の約570万円減の主な要因としましては、昨年度、支援分の税率を1パーセントから2.91パーセントとしたことから、激変緩和措置の対象となった関係で、約475万円が措置されたものであります。次に、調整額（+）の②の欄でございますが、こちらについては町が直接実施する事業関係で納付金とは別に必要な金額となります。中段以降にそれぞれ記載しておりますが、昨年度との対比で医療分のみ185万円増となっております。次に、調整額のマイナスの部分でございますが、③についてです。町が直接実施する事業関係で、国や県のほうから繰入される金額となっております。昨年度との対比では、医療分で約875万円の減。支援分で約15万円の増。介護分で約2万円の増ということで、合計で約858万円の減となっております。主な要因としましては、左下部分の調整額のマイナスの枠の中の下段になりますが、各市町村精算分として、前期高齢者交付金の返還分837万7,014円が含まれている関係でございます。また上のほうに戻っていただきまして、保険税総額の④につきましては、①の納付金に②と③の調整を行い、県に納めるための保険税の総額となります。昨年度との対比では医療分で約294万円の増。支援分で約555万円の減。介護保険分で約36万円の増となりまして、合計で約225万円の減となっております。調整保険税総額の⑤の欄につきましては、例年の収納率98パーセントをもって、保険税総額④を賄うための必要額となります。次に、保険基盤安定繰入金金の⑥でございますが、保険料の軽減分ということで7割・5割・2割軽減分の町からの繰入分となります。こちらも昨年度との対比で医療分

約285万円の減。支援分で約20万円の増。介護分で約34万円の減となっております、合計で約299万円の減となっております。主な要因としましては、大規模農家の法人化による国保対象者の減と、所得の少ない方の増が大きいものと考えております。国保税の算出額⑦の金額を集めますと、県への納付金は納めることができるものとなります。

次に、2ページ目をご覧くださいと思います。2ページ目につきましては令和元年度、国保税に係る6月補正についてということでございますが、①については現行の税率関係でございませう。②については参考値でございませうが、県が算出した只見町の税率関係となります。③については先ほど説明した国保税算出額の⑦を算出するための税率関係となります。中段には据え置きにした場合の試算結果ということで、合計で400万円ほどの不足となっております。区分ごとの過不足を見ますと、医療分については約660万円と大きく不足してございませう、後期分は激変緩和措置によりまして一時的に約290万円ほどの超過。介護分はほぼ横ばいの状態となっております。中段以降に今年度の方向性を記載しておりますが、後期分につきましては一時的な超過のため、翌年度の大幅増額に繋がらないよう据え置きが望ましい。介護分については、ほぼ横ばいのため据え置きが望ましい。医療分については、後年度においても税不足の状況は変わらないと思われるため増額が望ましいという、以上の考えから、医療分のみ増額した場合の試算結果でございませうが、下段のほうをご覧くださいと思いますけども、所得割を6.15パーセント、均等割額を2万600円、平等割を1万3,800円とした場合、合計で137万円の不足とはなりますが、その部分については繰越金と予備費のほうで負担する考えでおるところでございませう。尚、税率等の詳細については後程、町民生活課長のほうから説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

次に、3ページ目でございますが、療養給付費等の推移でございませう。療養給付費につきましては、ほぼ横ばいの推移となっておりますが、令和元年度については3億円ほど見込んでおります。その下にいきまして高額療養費については微増の状況で、後期高齢者支援金等と介護納付金については微減の状況となっております。

次に、4ページのほうをご覧くださいと思います。こちらは支払準備基金の状況でございませうが、左側中段の枠内で、平成29年度末保有額から平成30年度積立額の預金利子を加え、特定健診事業分を取り崩し、平成30年度末基金保有見込額が1億95万5,747円となり、基金保有額としては94万6,621円のマイナスとなっております。右下に

は郡内各町村の保有額と被保険者数等を記載しております。桧枝岐村が未記入となっておりますが、電話で確認させていただきまして、基金保有額が約6,300万円。平均被保数が155人。一人当たり保有額は約40万円とのことでございました。昨年度同様に、一人当たり保有額は桧枝岐村が特筆しておりますが、南会津町や下郷町と比べますと、只見町については余裕のある状況となっております。

次に、5ページ目の支払準備基金の収支でございますが、平成元年度から30年度までを記載しており、右端の一般平均被保数については1,000人を切ってしまいまして966人という状況でございます。

次に、6ページ目と7ページ目でございますが、郡内の医療分プラス支援金分の推移と介護給付費分の推移となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。こちらについても桧枝岐村、未記入となっておりますが、昨年度と同額とのことでございましたのでご記入をお願いしたいと思います。

尚、今回の提案内容につきましては、5月の29日に開催しました只見町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に町長からの諮問事項としましてご審議いただきまして、その結果、原案妥当ということで答申をいただいておりますのでご報告をさせていただきたいと思っております。

以上で、保健福祉課として国保事業の納付金の関係と只見町国保の現状について説明をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、私のほうから保険税改定の説明をさせていただきます。

保健福祉課のほうの資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。中段の、税据え置きによる試算結果であります。これにつきましては、今ほど保健福祉課長より説明があったとおりであります。納めるべき納付金額により、税率等を据え置いた場合のことが記載されております。それによりますと、大体400万円ほどの不足が生じるということでありまして、税率の改定をお願いしたいというものであります。区分ごとの状況についても先ほど保健福祉課長より説明のあったとおりなんです。医療給付分で見ますと財源は大きく不足する状況でありまして、後期分につきましては激変緩和、一時的に激変緩和の措置によりまして超過しているもの。で、介護分につきましては、ほぼ横ばいの状況であります。このよう

な状況であるために、区分ごとの改正内容としましては、医療費給付分については改正内容をお願いしまして、後期分並びに介護分につきましては据え置きでお願いしたいというものであります。

もう一枚の資料、37の資料という、国保税条例の主な改正のほうをご覧ください。

まず5ページ目のほうから説明させていただきます。これにつきましては今ほど申し上げました税額の改定お願いしたい医療給付分の内容についてであります。左下の表をご覧ください。必要額を確保するために、応能割、30年度は5.69パーセントのものを6.15パーセントとしてお願いしたいと。比較増減としまして、前年比0.46パーセントの増と。応益割にしましては、均等割・平等割ともに増額となりまして2万600円。並びに平等割につきましては1万3,800円。700円・800円の増額と、すみません、700円・400円の増額となります

6ページ目をご覧ください。医療費分と支援分の合計したものであります。支援金分については据え置きということですので、医療費分と支援金を足した金額となっております。これにつきましても0.46パーセントの増で、平等割・均等割につきましては同じ増減であります。これにつきましては、一人当たりの課税額につきましては、7万4,764円。前年比で2,910円ほど増額となります。一世帯あたりの課税額としましては11万4,817円ということで、4,569円の増となります。

7ページから8ページにつきましては、所得別の試算例であります。今ほど説明申し上げました税率での試算例であります。8ページのほうをご覧ください。医療費プラス支援金の試算例であります。例1につきましては、家族2名で所得額143万円。これはあの、年間所得から経費等差し引いた額であります。の農業所得の収入の例であります。これにつきましては前年比で6,900円ほど増額となると。例2につきましては7割軽減世帯でありまして、これにつきましては500円ほどの増額となる。例3につきましては5割軽減の世帯でありまして、2,000円ほど増額と。例4につきましては2割軽減の世帯でありまして、4,700円ほどの増額となるということになります。

戻っていただいて、資料の1ページ目をご覧ください。今ほど説明いたしました改正内容を簡単にまとめた資料であります。詳細につきましては、2ページ目、3ページ目、4ページ目。新旧対照表でご説明させていただきます。まず2ページ目、改正点であります。2ページ目、3条の1項につきましては、先ほど申し上げましたとおり、所得割を6.15と

させていただきたいと。4条につきましては、均等割を2万600円とさせていただきたいというものであります。4条の2につきましては、平等割を1万3,800円とさせていただいて、それに基づき特定世帯並びに特定継続世帯を記載のとおりとさせていただきたいというものであります。22条、3ページですね、22条の1号から3号につきましては、7割並びに5割・2割の軽減について改めるものであります。今ほど説明した表に基づきまして、この1ページ目の内容となっております。

説明が長くなって大変申し訳ありませんでしたが、以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 先ほどの説明資料の中で、福祉課長の説明された、要するに、医療分での不足額は、支援金分除くと約400万ぐらい。で、値上げしても200万ぐらい。概算。という金額で、これ、されていると思うんですが、要するに、私の認識だと、福祉課長が最初に説明された、2ページのところの据え置きによる試算結果ということで、これだと医療分が前年と比べて650万不足になると。で、後期分は293万4,000円、激変緩和によって増えると。で、介護分が37万7,000円減るということで、全体としてプラマイだと、マイナス400万。で、その下の医療のみ増額による試算結果と、変更する医療の税率、一番下のところ、今、説明あったところですが、これやっても137万の不足ということが最終結論ですよ。この中身でいくと。金額の中身とすれば。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどの山岸議員のご質問の据え置きの場合の合計額で400万円ほどのマイナス。医療分のみ、税率変更させていただいた場合については137万円のマイナスということで、この金額が現段階での試算した結果ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 質疑なんで、町長に、認識を伺いたいと思います。国保税の、私は高いというふう感じていて、3月の議会の中でも、その前の中でも、保険税の軽減、均等割の軽減など、一般質問でもやりましたけど、再度、その認識をお尋ねしますが、2014年に、全国知事会は、国保に公費を1兆円投入することで国民健康保険を協会健保並みの負担率にすることを国に要求しました。で、この前述べました。で、全国市長会も、平成31年度、国の施策及び予算に関する重点提言の国保制度に関する重点提言というのを行ってお

ります。この中でも、国庫負担割合の引上げ、特に低所得層に対する負担軽減策を拡充強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援強化。子育て世代の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割、保険税を軽減する支援制度を創設することというふうに、これ、全国知事会、それぞれ、全国市長会、国に対して提言しております。この根底にあるのは、国民健康保険税が協会健保と比べて高いということで、その協会健保並みにするには国が1兆円の負担軽減をするというのが全国知事会、全国市長会の認識であります。そのことからこういう要望が出されております。で、町長は、この全国知事会、全国市長会で提案された中身の、と同じように、協会健保よりも只見町の健康保険税が高いというふうに認識されているのかどうか。一般的だと認識されているのか。その辺の認識の度合いを伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 細かい数字は別にして、そういったところで、全国町村会等の中で要望は出ているということだけは承知は、情報等で承知はさせていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 私が聞いているのは、いわゆる只見町の町民が、この全国市長会や県知事会が、高い、協会健保と比べて、やはり高すぎると。もっと、国が財政投入して引き下げてほしいという要望出しているわけですから、認識としては国保税は高すぎるとい、全国市長会も、知事会も、そういう認識でこれが出されていると思います。ですから、只見町長におかれましては、町民の国保税が協会健保と比べて、高いのか、どうなのか。いわゆる妥当なのか。その辺の認識を私は伺っております。情報の中身ではございません。認識です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町が具体的にどの程度の数字になっているかということの認識はまだつかんでおりません。

○議長（齋藤邦夫君） 町長、ちょっと質問の中身が違うんでねえがな。

町長。

○町長（菅家三雄君） 協会健保との関係について、比較した表を確認してはおりません。というふうにお話をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 質問者にもう一度、質問を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 町長は、協会健保との比較できてないと言いますけれども、全国知事会や、全国市町村会は、協会健保と比較して、こういう提言をされているんです。この提言をするにあたっては、それぞれ、部会が開かれていて、比較検討もされていて、そして、そのうえで、こういう提言を国に対して行っているわけです。ここでは、国が1兆円の財政投入をして、そして均等割、平等割。これを軽減しろと。ちょうど、平等割、軽減割をなくした場合に、1兆円になるんです。ここにその、いわゆる赤ちゃんも、生まれれば均等割の課税、税金がかけられると。収入がないのに税金かけられるということです。だから、そういう制度をなくすのが、国もきちっとやってほしいということ。これは当然その、先ほども言いましたように、協会健保と国民健康保険税。場所によっては料。これの比較をやって、検討したうえで、こういう要望を出しているんです。ということですので、そういう比較検討もされていないというのは只見町だけになっちゃうのか、どうなのか。皮肉を言いたくなるんですが。これは明らかな、全国的な、そういう調査のうえに基づいて提案されている中身だと。だから、明らかにこれは高いんですよ。だから、そういう協会健保と比べて、高いのか。低いのか。そこの認識だけを今質問しております。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほどから、具体的にあの、どの程度高いとか、という数字的なものにつきましては、認識を今、現在、資料としては持っておりません。ただあの、全国町村会、それから、そういったところでの陳情の内容について、細かい資料等、各町村ごとの資料というものは届いておりませんので、総合的な認識という表現でご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ということでございます。

ほかにございませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから議案第37号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論をいたします。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例。これには私は反対であります。私は国民健康保険税については、最低でも、この間10年の中で引上げがずっと図られ、2・3年前は一時税率据え置きという時もありました。で、町民の生活に鑑みれば、やっぱり値上げすべきじゃない。で、この医療と介護を含めれば、9.何パーセント。町民税の税率最低10パーセントです。そうしますと、医療と介護分。それで町民税合わせれば、これだけで20パーセントが、約20パーセントが税金で納めるわけです。それに均等割、平等割が加わります。そうすれば、大体この国民健康保険に加入している人は、大体、年金の構成の人が多いというふうになればですね、収入額は決まっていて、納める額は増えていく。そうすれば、可処分所得が、当然、少なくなるわけですから、生活は益々苦しくなる。これは町民の生活を圧迫する以外の何ものでもありません。先ほど質疑の中で、全国知事会、それから市長会の見解を述べました。そして、町長のその認識も問いました。で、これはやはり、町も、この国民健康保険税について、町民に与えている影響。やはり、この高いと見るのか。妥当と見るのか。そこの認識の度合いをもって、今後の町民に対する施策が決まっていくというふうに私は思います。それで認識を問いました。しかし、十分な答弁を得られなくて残念でした。ちなみに前の議会の中でも私は、生まれてすぐの子供に税金をかける均等割。これは戦前の人頭割ということでの提起もして、今の税制度に基づく、こういう人頭割というような税制は有り得ないんじゃないかと、そういう点も含めて見直すべきだということも提案しました。同時にまた、基金も1億円あるわけですから、先ほどの質疑の中で聞いた金額600万、400万の金額ですから、そのぐらい増えても、十分、影響はない。今後の激変緩和に備えるんだと言いますが、今生きている町民に負担の軽減をしていく。生活を少しでもゆとりあるものにしていく。そのためには引き上げるべきじゃないというふうに私は思っています。国の動向や、そしてまた、国が1兆円投入するかもわかりませんし、3,400円の、今投入している国の調整交付金も、どうなるかもわからないという、そういうところはありますけれども、しかし、今ある基金を有効に使って、町民の生活を守る。これが今、町政に求められているというふうに私は思いますので、値上げには反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第38号 只見町心身障がい児就学指導審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 議案第38号 只見町心身障がい児就学指導審議会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

条例の一部を次のように改正する。題名中、心身障がい児就学指導審議会を、教育支援委員会に改めるといったようなものでございまして、第1条におきましては、只見町教育支援委員会を置くということになります。第2条第1項中、審議会といったものを、委員会に改めると、名称の変更でございまして。2項中、審議会を委員会。これも同様でございまして。心身障がい児を特別支援が必要な児童・生徒に改めるといったこととございまして。それから第3条第1項中も、審議会を委員会に改める。第5条の見出し中、会長を委員長に改める。以下、同様に名称の変更を行う内容となつてございまして。

今回の変更につきましては、文科省のほうの通達がございまして、従来、就学基準に該当する障がいのある子供を特別支援学校に原則、就学するという、従来の就学先決定の仕組み。これを改めるといったような考えがございまして、障がいの状態。本人の教育的ニーズ。本人、保護者の意見。教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見。学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定することが適当であるといったような考え方が示されました。それに伴いまして、従来、就学指導審議会という名称で存在していたものを、就学決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うといった観点から、教育支援委員会といった名称に今回改めるといったような内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第38号 只見町心身障がい児就学指導審議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第39号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

先ほど、議決をいただきました議案第38号の改定に伴うものと関連しておりまして、別表の中の心身障がい児就学指導審議会委員といった名称を、教育支援委員会委員ということで、名称を改める内容でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第40号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 説明の前に資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第40号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ひとり親家庭医療費助成事業に係る所得制限適用期間については、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱第3条第3項第4号によりまして児童扶養手当と同様の期間とされております。生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が平成30年6月8日に交付されまして、児童扶養手当法の一部改正に伴い、児童扶養手当の支給制限適用期間とひとり親家庭医療費助成事業の所得制限適用期間が異なることのないよう一部改正するものでございます。配付資料の新旧対照表のとおり、第3条第3項第4号中、7月1日を10月1日に改め、同項第7号中、及び永住帰国後を、並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者に改める内容となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 3条（4）の、1月から10月1日と、1月から7月1日。これ、変更された理由は何でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 7月1日から10月1日に変更した理由でございますが、こちらについては児童手当法の一部改正が行われた関係によりまして、県の所得要綱の所得制限適用期間が4月1日からを10月1日に変更されるというふうに改正がなされた関係で、同様に、7月1日について10月1日に変更をさせていただくものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） いや、だから、それはそうだけれど、改正しなければならない理由の

背景を聞いているわけです。何か、こう改正することによって、どういう利点があるのか。あるいはどういうデメリットがあるのか。その辺の検討がわかりたいわけです。実際、受給者に、メリットなのか、デメリットなのか、そこが私が知りたいところであります。ですから、その背景を知りたいということが1番目の質問でありますから、質問の意味をご理解いただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 日付の変更に伴うメリット・デメリットということでご質問はいただいているところではございますが、こちらについては児童扶養手当の期間と同様ということで定められておる関係から、同様に適用期間が異なることないように改正させていただく内容ということで説明はさせていただいているところではございますが、この日付を改めることによりまして、特にメリット・デメリットについては影響はないものと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わからなければいいんですが、10月1日、7月1日。この間に3ヶ月あるわけですよ。その3ヶ月によって、前年度、前々年度、あるいは前々々何度とまたがる部分が違って、当然その、税務課で把握している所得の状況、税の状況が違ってきます。仮にですよ、対象期間に所得が多くあって、対象期間に所得が少なく見るというような、その3ヶ月の間に変化があったような場合は、これはもらえなくなったり、もらいたくなったりすると、もらえたりするということから、その背景を聞いたかったわけで、県や国と合わせたのが理由だということを知りたいんです。もしあの、その背景について把握されてなければ、後で個別にお伺いしますから、本会議における答弁は結構でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 大変申し訳ございませんが、後程、報告させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第40号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第41号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 説明の前に資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第41号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

このことにつきましては、地域における医療及び介護の総合的な（聴き取り不能）を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号被保険料軽減強化に関する改正が行われ、具体的な軽減に係る基準については介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において示されたことを踏まえ、只

見町介護保険条例の一部を改正するものでございます。今年度の低所得者の保険料軽減強化については、10月以降の消費税引き上げによることから、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の設定としているものでございます。

配付資料の1ページのほうをご覧くださいと思います。2018年4月以降の、平成30年度から介護保険料の見直しが実施されまして、第一段階につきましては基準額の45パーセント、第二・第三段階については基準額の75パーセントに設定されておりました。2020年4月以降の令和2年度からについては、第一段階が基準額の30パーセント、第二段階は基準額の50パーセント、第三段階は基準額の70パーセントとなりますが、2019年4月からの今年度につきましては完全実施時の軽減幅の半分の設定ということで、第一段階については基準額の37.5パーセント、第二段階については基準額の62.5パーセント、第三段階については基準額の72.5パーセントとなるものでございます。したがって、年額の保険料で申し上げますと、その下に記載しておりますが、第一段階については3万1,860円が2万6,550円。第二段階については5万3,100円が4万4,250円。第三段階については5万3,100円が5万1,330円となるものでございます。資料の裏面につきまして新旧対照表になりますのでご覧くださいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第41号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第42号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

以下、担当課長は順次、議案の説明をお願いします。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第42号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず前文に記載がございますのでご説明を申し上げます。

元号が変わりました。改元がありましたので、の記載であります。元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度只見町一般会計予算の名称を、令和元年度只見町一般会計予算とし、元号による年表示についても令和に読み替えるものとするということで、3月に上程、議決をいただきました時は平成31年度でございましたが、改元がありましたので令和元年度とするということで前文に記載をさせていただいております。

令和元年度只見町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということでありまして、歳入歳出予算の補正、第1条であります。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,618万9,000円を追加しまして、総額をそれぞれ57億4,618万9,000円としたい内容でございます。

第2条としまして、地方債の補正であります。第2表で地方債の補正をお願いをしております。

事項別明細によりましてご説明を申し上げたいと思いますが、その先に地方債補正、4ページをご覧をいただきたいと思います。第2表であります、辺地債、過疎債について、こういったことで増額の地方債補正、お願いをしたいということでもあります。内容は事項別明細の町債の欄で申し上げさせていただきたいと思います。

7ページをご覧をいただきたいと思います。事項別明細の歳入であります。

まず町税であります。固定資産税、軽自動車税、ともに当初賦課確定によりまして、今回、所要の補正をお願いをするものであります。国庫支出金の国庫負担金であります、障がい者サービス費負担金ということで高額障がい者福祉サービスの給付費分の歳入を見込むものであります。その下の低所得者保険料軽減負担金235万3,000円ありますが、これはあの、消費税増等に伴います介護保険料の軽減の強化分を国からの負担金として見込むものでございます。その下の国庫補助金であります。プレミアム付商品券の事務費の補助金。これも消費税のアップに伴いまして、プレミアム付商品券発行するということになってございます。その事務費の国からの補助金。下の緊急風しん抗体検査の事業費補助金は、現在、国が進めております風しんの抗体検査。これによりまして、町が持っております健康管理システム。この健康管理システムにおいて個人の履歴、管理をするようになりますが、そのシステムの改修費についての補助金。これを国から見込むということでもあります。8ページをご覧をいただきたいと思います。8ページ、県支出金の1の県負担金になります。障がい者サービス費の負担金は国庫と同様、県費負担分をここで予算化ということでもあります。介護保険費の低所得者保険料の軽減分も国同様、県からの分をここで見込むということになります。その下であります。県支出金の県補助金。農業費の補助金であります、129万8,000円。中山間ルネッサンス事業の補助金ということでありまして、事業採択に伴いますこの事業の補助金の増額。ここで予算化をお願いをするものであります。事業の詳細は歳出でご説明を申し上げます。スクールソーシャルワーカーの緊急派遣事業の委託金。これにつきましては相談件数の増によりまして委託金の増等が増額の要因でございます。9ページであります。繰越金であります、平成30年度からの繰越金5,855万9,000円。予算化をお願いをします。諸収入、雑入であります、コミュニティー助成事業の補助金。櫓の設置ということでありまして、これも歳出でご説明を申し上げます。款の20、町債であります。過疎対策事業債、辺地対策事業債、それぞれ交流施設の整備事業での増額、町道の整備事業での増額をお願いをするものであります。これは先ほどの起債の補正とリンクするものであ

ります。

続きまして、10ページからが歳出になります。

各科目で共通して申し上げますのは、定期人事異動等に伴います人件費、所要の補正をお願いをしております。

総務費のうちの総務管理費。目は一般管理費であります。人件費はそのような内容であります。大きなところでありますと工事請負費7,200万円、今回、増額の補正をお願いをしております。庁舎改修工事に関連してであります。これにつきましては今ほどお配りを差し上げましたA4版横型の図面をご覧をいただきたいと思っております。

改修工事概要、申し上げさせていただきたいと思っております。まず1枚目。これあの、ここの庁舎、旧只見中学校部分の1階部分であります。ずっと線が引いてありまして、左側に廊下、そして選管室、準備室等の記載があります。現在ありますのは、ここの上段で言いますと準備室。その下のサービスタンク室。そして、ちょっと来て曲がりまして、選管室のところまでが現在ある庁舎ということになります。この選管室ありますところは現在、宿直室ありますものを選管室の準備室に変更させていただきたい内容であります。そこから右側は今回、追加をお願いをしたいものでございます。現在、ピロティー部分になっておりますところに宿直室。そして倉庫等々を造っていくということですが、みんなのトイレ。ここの1階のトイレ改修の折に計画をしましたが、下の地下ピット等の関係でできなかったもの。今回、ここにみんなのトイレを設置したいということになります。その隣に倉庫を設置しまして、あと職員の通用口ということになりますので、男子・女子の更衣室を設けるということでもあります。併せまして、みんなのトイレの絵の描いてあります上の辺に、今現在、階段はこの辺にありますけれども、これを若干下流側に設置をするということになります。その上部にあの、車椅子のような絵がございます。ここに障がいのある方、身体の不自由な方が車椅子に乗ったまま、役場1回フロアまで入れるようなリフト、ここに設置をするということで想定をしております。これが1階部分の主な改修でございます。

2枚目をご覧をいただきたいと思っております。ちょっと細かい図面で、ここと体育館の1階・2階・3階の図面となっております。これは何の図面かと申しますと、この庁舎、元々はお承知のとおり、学校施設でありました。これを今回、平成20年代頭の頃から、教育委員会が入ったところからによりますけれども、事務所として使っております。今回、改めて大改修を行ったということに伴いまして建築確認申請が必要になりました。その折に、従来の

学校施設から事務所への転換ということが求められております。大きなところだと、この絵にいっぱいありますように、ちょっとずつ、四角い、AW10とか、20とか、27とか、いっぱい数字が入っておりますけれども、これは排煙窓であります。従来の施設からこの施設に用途を変更するにあたって、建築基準法、そして消防法等々の関係がありまして、排煙窓を多く設ける必要があるということで、こういった窓の改修、今回必要としてございます。今現在、この議場でありますけれども、議員の皆様方の後ろ側、向こうになります。向こうの窓も排煙窓に改修をする必要があるということになってございます。そういったことで、窓、1階から3階まで、特に煙は上に上がるということで、上のほうほど、窓の改修多くなってございます。今回、こういった改修が出てくるということでお含みおきをいただきたいと思っております。

次の図面であります。これは体育館下のピロティの図面でございます。今回、体育館下を改めて、公用車等々の駐車場で使いたいということになりますと、ここにも建築基準法、消防法等々の規制が出てまいります。消火設備を設置をするということで、この丸四つほど書いてありますけれども、丸四つの中心部分に消火器の設置ということでの必要が生じてまいりました。

次が改修後。これがあの、非常照明の設備であります。今回の改修に伴いまして用途変更もありますので、こういったことで非常照明、こういった数の設置が求められております。こういった改修の概要でございます。

これに合わせまして予算の話を上げたいと思っております。現時点であります、ほかの進捗状況も併せて申し上げますが、この外構、今進めておりまして、概ね完了であります。外構工事はあと竣工検査をするという状況にはなっております。あと旧役場庁舎の解体。これにつきましては、ご覧をいただいておりますのとおり、概ね、旧庁舎の撤去は終了しております。以後は旧庁舎だったところの埋戻し、整地等々を行う予定となっております。この、今申し上げました町下庁舎の改修工事でありますけれども、ただ今申し上げましたように建築確認申請の許可。こういったことによりまして変更が、変更といいますか、改修の必要が生じてございます。今回、今ほどご説明を申し上げました内容、一つ一つ申し上げますと、1ページ目の庁舎の職員玄関付近の増築工事等々。これは男子・女子の更衣室。そして、多目的なトイレ。あと会議室兼用の倉庫等々、あとは車椅子の昇降機。ここにも自火報あるいは誘導標識等々出てまいります。これの改修で概ねであります、3,180万円ほ

ど見込んでございます。あと庁舎の用途変更ということで、先ほど排煙窓、あとは誘導灯等のご説明を申し上げました。こういった学校施設から事務所への用途変更に伴う改修工事での変更等々で2,400万円ほど、2,420万円ほど現時点で見込んでございます。もう1点は体育館の改修であります。今ほど申し上げましたように1階部分。ここに消火の設備を付けなければいけない。防火区画を付けるといったことがございまして、ここで概ね、2,550万円ということであります。総額であります。現在想定しておりますもの全体工事で8,150万円あります。これに今までの議決いただいた残余の予算、繰越予算でありますけれども、概ね、4,200万円程度でございます。不足分、約4,000万円の増額を、今回、この庁舎分をお願いをしたいということ。併せまして雪庇対策がございまして。今現在、雪庇対策をするための設計を詰めているところであります。具体的には、ここの今の庁舎と体育館の中心の雪庇ということになりますけれども、あとはまあ、この庁舎下流側の雪庇ということになりますけれども、屋上へのヒーターへの設置等々検討をしております。従前その屋上のヒーターの設置、そしてその下にあんまり大きくはない屋根ということで考えておりましたが、この下の屋根、下屋を設置するにあたりまして、柱を建てなければいけない位置に排水管及び電気配管が埋設されておまして、構造計算をする過程で配管の移設をしなければいけないということが判明をいたしました。そういったことで、この移設には庁舎の断水、停電、事務所機能の停止ということも必要となつてまいる予定がありますので、今現在、その下屋をなんとか付けられないか。あるいは下屋を付けるにしても最短の工事で、どのぐらいで、停電、断水等々が行えるかということで検討中でございます。こういったあの、雪庇対策での工事費、現時点での積算でございますが、3,200万円を想定をしております。併せまして、今ほどの額、ここの庁舎の職員玄関、そして消防法等々に合致した施設の目的の改修のための予算4,000万円と合わせまして、今回7,200万円の庁舎改修工事費としての増額をお願いをするものであります。

○地域創生課長（星 一君） 10ページ、企画費でございます。2の給料から4の共済費までは定期人事異動によるものでございます。19の補助金、コミュニティー助成事業補助金ということで240万の補正でございますが、こちらにつきましては9ページにありました雑入での収入。自治総合センターからの収入ということになります。明和自治振興会での櫓の整備ということで助成決定になりましたために今回補正をさせていただくものでございます。

8のブナセンター費でございます。賃金12万4,000円の補正増をお願いするわけですが、こちらにつきましては臨時職員の賃金単価の変更。それと勤務日数の再精査による増ということでございます。また、9の旅費110万5,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましてはブナセンター館長、新館長が就任をいただきまして、6月以降の勤務等を含めまして、9日勤務を想定しまして、宿泊というようなこともございまして、110万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

○総務課長（新國元久君） 11ページ中段の情報システム管理費であります。これにつきましてはLGWANのルーターのリース費であります。月額8,000円ほどであります。今後8ヵ月分のお願いをするものであります。

只見振興センター費、朝日振興センター費につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正であります。

12ページ、明和振興センター費でありますけれども、報償費、旅費につきましては多文化共生推進協議会。ここでの後援会等々のための講師の謝礼、講師等の費用弁償。それを想定したもので予算化をお願いするものであります。

○町民生活課長（渡部高博君） 12ページ下段の徴税费並びに13ページ上段の戸籍住民基本台帳費につきましては定期人事異動によります職員人件費の補正であります。

○地域創生課長（星 一君） 13ページ下段、統計調査費。1目の統計調査総務費につきまして、13ページから14ページの上段まで、定期人事異動による減でございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、14ページの中段、民生費、社会福祉費でございます。社会福祉総務費につきましては13の委託料がプレミアム付商品券の発行支援託料ということで、対象者のデータの作成や（聴き取り不能）、案内通知等々について委託するものでございます。こちらにつきましては、10月の消費税増税に伴うプレミアム付きの商品券の発行業務で、当初ではそれぞれ、市町村の事務費の上限が定められていたわけなんです。が、今般、その上限がなくなった関係から、今回、この発行業務の委託をさせていただく流れでございます。歳入のほうでも見込んでございます。その関係で職員手当の超勤手当と、需用費のほうについては、この委託する関係での減額というような内容でございます。

続いて、障がい者福祉費の扶助費でございますが、新高額障害福祉サービス等の給付費ということで、お二方が該当になるというような見込みでございまして48万円の増額をお願いしてございます。

介護保険費につきましては、議案第41号のほうで議決をいただきました介護保険条例の一部改正に伴うものでございまして、消費税増税に伴う低所得者の保険料の軽減分ということで、第一段階から第三段階の分の軽減分をこちらのほうで特別会計のほうに繰出させていただくものでございます。

続いて、15ページの児童福祉総務費でございますが、こちらについては前年度の事業実績によりまして、国庫補助の償還金ということで11万6,000円をお願いしてございます。

只見保育所費から次ページの明和保育所費につきましては、3保育所とも人事異動に伴う関係と賃金単価の変更に伴う増減でございまして、朝日保育所の16ページの賃金につきましては、保育補助の臨時職員不在による減ということで493万9,000円ほど減額してございます。明和保育所につきましては、保育補助の臨時職員1名分を増額させていただきまして246万円ほど増ということで賃金のほうを増額させていただいております。

続いて、17ページの衛生費でございますが、予防費につきましては印刷製本費としまして風しん抗体検査及び予防接種関係の剝離紙の印刷代ということで3万5,000円をお願いしてございます。委託料につきましては健康管理システムの改修委託ということで、今年度から3年間、風しんの追加的対策が国指導により実施される関係で、その受診者等のデータの管理用ということで139万4,000円の増額をお願いしております。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、3目の環境衛生費でございますが、工事請負費として浄化槽の排水管の敷設工事をお願いしてございます。これにつきましては町内の住宅3件の新築等によります浄化槽設置に伴う管工事を行うものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続いて、保健事業費でございますが、需用費の消耗品につきましては公用車の冬のタイヤの購入費ということで9万4,000円。こちらについては1月の11日から透析の患者さんの送迎ということで公用車を使用しておりまして、走行距離が大幅に伸びた関係から、冬のタイヤの購入が必要になったものでございます。備品購入費の事務用備品については、総合健診等で使用しておりますワイヤレスアンプのマイクが壊れたために購入をさせていただきたいということで3万5,000円をお願いしてございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、17ページの下段でございます。農林水産業費です。1目の農業委員会費につきましては、農業委員会の担当職員の変更によりまして会費

負担の補正でございます。

2目の農業総務費については18ページまで、人事異動によります人件費の補正でございます。

3目、農業振興費でございますが、農業振興費につきましては報償費から旅費、需用費、委託料に至るまで、歳入でも総務課長のほうが説明申し上げましたが、中山間ルネッサンス事業という国の事業、補助事業の採択によりまして事業を今回、組み直したものでございまして、これにつきましては梁取、只見地区の圃場整備実施に向けまして、その地域の活性化、また、中山間の所得向上。そういったものを狙ってのソフト事業でございまして、報償費、費用弁償でございますが、これらにつきましては米などを活用した六次化加工品づくりによる講座、ワークショップの開催に係る経費をお願いしてございます。また、一般旅費等につきましては、農家さんの先進地の視察等を考えてございます。また需用費、それから委託料につきましては、先ほど申し上げた米を活用した加工品づくり、六次化商品の製作のための予算としてお願いしてございます。19ページの委託料でございますが、パンフレットの作成委託、マーケティング調査委託とありますが、これらにつきましても米六次化商品の商品化に向けた紹介するパンフレットなどのデザインを含めた委託。それからマーケティング調査委託というのは、これは2020年東京オリンピックに向けまして、こちらで制作しました、そういった六次化商品を東京等で試食会、またテナントで紹介していくというようなことで、そういった商品化に向けた調査委託をお願いするものでございます。

○観光商工副課長（目黒祐紀君） 5目の交流施設費でございます。交流施設費につきましては季の郷湯ら里の1階の改修工事ということで、シングルルーム3部屋の増設及びトイレ改修等を予定しております。

お配りさせていただきました資料、A4版横になっております資料のほうをご覧いただきたいというふうに思います。季の郷湯ら里改修工事設計図ということで、まず1枚目が改修前、現状でございますけれども、図面の下側のほう、更衣室（1）及び休憩室となっているところを改修をさせていただきまして、シングルルームの3部屋を増設したいというところ。あと廊下を挟みまして上側のほうになりますけれども、今、トイレが設置されておりますが、このトイレについても一部改修をさせていただきたいというところ。そのトイレの右側になりますけれども、更衣室（2）及びごみ庫と書いてあるところがございまして、こちらも壁を取り払う等の改修をさせていただいて、こちらのほう洗濯室という形で入居者のリネン等

の清掃にあたっていきたいというような内容でございます。めくっていただきますと、次の設計図のほうが改修後の設計図ということになっております。下側のほう、シングルルーム3部屋ということで、トイレ付のシングルルームを3部屋増設をしたいというところがございます。あと上側のほう、トイレの改修ということで、男子トイレ・女子トイレ、それぞれ様式トイレに改修をしたい。尚且つ、右側のほうに洗濯室ということで設置をしてみたいというところがございます。併せて、トイレのちょうど左側のほうになりますが、階段がございます。当初、職員の階段、職員の通用口というようなことで設定をしておりますけれども、今回の改修によりましてシングルルームへの導入路をこちらの階段を使っていきたいということがございますので、階段の若干の意匠の変更といえますか、壁の張り替え等を予定をしておるところでございます。

内容的にはそのような改修の予算ということで予算書のほうに戻っていただきまして、5目、交流施設費、13節委託料につきましては工事の監理委託に係る費用100万円、15節工事請負費につきましては、今回の改修工事、本体の工事費3,000万円をお願いしたいと考えております。

○農林建設課長（渡部公三君） 続いて、7目の農地費でございます。委託料をお願いしてございます。測量設計委託として、これあの、小林水路でございますが、令和2年度、来年度、県の補助事業の採択に向けまして、年度内に測量設計を実施するものでございます。

続きまして、林業費でございます。1目の林業総務費につきましては人事異動によります人件費の補正。それから4の治山費でございますが、委託料として、20ページにかかっておりますが、測量設計委託としまして、これは叶津地内の小渓流の土砂止め工を2箇所、土砂止めを設置をしまして、これはJR只見線の隣接する部分でありますので、ここの手当をするための測量設計を今回実施するものでございます。

○観光商工副課長（目黒祐紀君） 続きまして、20ページ中段になります。商工費の1目、商工総務費でございますけれども、給料から共済費までにつきましては、定期人事異動によります人件費の調整ということになっております。

3目、観光費につきましては、賃金、臨時職員賃金32万1,000円におきましては、雇用職員の変更によりまして単価増のための増額補正をお願いするものでございます。

5目、観光施設費におきましては、12節、役務費において手数料、廃棄物処理手数料50万円をお願いしております。こちらにつきましては田子倉レイクビューにおきまして、今

年度から合同会社ねっかに施設のほうの貸与をさせていただきまして、管理運営をしていたところでございますが、過去の経営、田子倉、電源開発さんのほうの備品が非常に大量に残っておりまして、過日、消防の点検をいただいた時に廃棄物の撤去についてご指導いただいたところでございますので、そういった物品のほうの不用物品の廃棄のほうに係る手数料50万円をお願いしたい内容でございます。

6目、只見スキー場管理費の工事請負費、施設維持補修工事80万円につきましては、只見スキー場の中間リフトの降車場におきまして、基礎地盤が雪解け水等で洗掘をされまして、ちょうどリフトの降り口の渡し板と地盤との間に大きな穴が現在空いております。このままですと、雪解け水によりまして、さらに洗掘が進むということで、来年の営業に支障が出るということもございますので、今のうちに地盤部分に大型土嚢で土止めをして対処していきたいということで80万円の予算をお願いしたいものでございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、土木費でございます。21ページの中段です。土木総務費であります。これにつきましては定期人事異動によります人件費の補正でございます。

次に、道路橋梁費でございますが、2目の道路維持費でございます。工事請負費、町道補修工事127万2,000円お願いしてございます。これにつきましては、坂田仲村地内の町道の暗渠部分の補修が必要なために、今回お願いするものでございます。

続いて、22ページですが、4目の道路新設改良費であります。13の委託料でございます。測量設計委託料135万6,000円。これにつきましては町道の西只見テレビ塔線の改修に充てるための測量設計の委託でございます。15の工事請負費でございますが、町道改良工事として682万5,000円お願いしてございます。この路線につきましては、布沢地内の一軒屋対策におきます町道改良工事。当初予算で測量設計費をいただきまして、その完了によりまして、今回、工事に移りたいということでお願いするものでございます。また、その下、公有財産購入費であります。今ほど申し上げました、布沢のその町道の改良工事にかかります用地買収費をお願いするものでございます。土地につきましては3筆64平米の購入となります。

○町民生活課長（渡部高博君） 22ページ、中段であります。款の9、消防費であります。人事異動によります人件費の補正であります。

○教育次長（馬場一義君） 次の23ページにまいりまして、教育費になります。

まず事務局費としまして、報酬、スクールソーシャルワーカーの報酬。当初予算の段階では概算計上しておりましたが、正式決定通知がまいりまして、その分の増額を行うものであります。給料、手当、共済費につきましては人事異動に伴う補正となっております。旅費ですが、こちら非常勤特別職の費用弁償、減額となっておりますが、スクールソーシャルワーカーの方が人が代わりまして、距離が短くなったということで減額でございます。それから役務費、電話料ですが、庁舎内の電話統合工事を行った結果、不用となった額を今回減額させていただくものでございます。

次に、24ページにまいりまして、小学校の教育振興費であります。共済費については人事異動に伴いますものでございます。賃金ですが、臨時雇職員賃金の増であります。こちらは看護資格を持つ養護教諭の配置1名がありまして、その分の増額をさせていただくものでございます。それから特別支援教育支援員賃金であります。支援員の人数に減少がありましたので、300万円の減額となっております。

次に、中学校費の教育振興費でございますが、共済費は賃金の減少に伴うものであります。その賃金でございますが、町のほうで配置を考えておりました臨時雇職員ですが、県費対応ということで、県のほうで3名配置をいただきましたので、その分、町費を減額させていただくものでございます。

社会教育費の社会教育総務費です。印刷製本費。60周年記念事業で14万6,000円の増額ですが、市立柏高校の吹奏楽部の演奏会を実施するにあたりまして、告知・啓発を行うポスター・チラシの印刷を行いたいといった内容でございます。

文化財保護費であります。事務用備品としまして、古文書の撮影用のスタンドとライトの購入を行いたいといった内容でございます。

次の25ページにまいりまして、給食センター費。臨時雇職員賃金の増ということで9万円。これは給食運搬のための臨時雇いの単価増による増額となっております。

○農林建設課長（渡部公三君）　続きます。災害復旧費でございますが、農地農業用施設過
年災害復旧費でございます。これ、29年災の農業用施設の復旧工事として200万円、今回
お願いするものでございます。坂田のくるみ沢の農業用水。29年発生時から、今回あの、
雪消え、（聴き取り不能）しておったということから、集落と協議をいたしまして、町発注の
復旧工事として対応するものでございます。

○総務課長（新國元久君）　款の13、予備費であります。予備費3,009万6,000円

をもって補正予算（第1号）編成をさせていただいております。

26ページは特別職の給与費明細、27ページは一般職の給与費明細となっております。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 一般会計補正予算の説明は終わりました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

上着の着用を願います。

それでは、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後3時50分)

